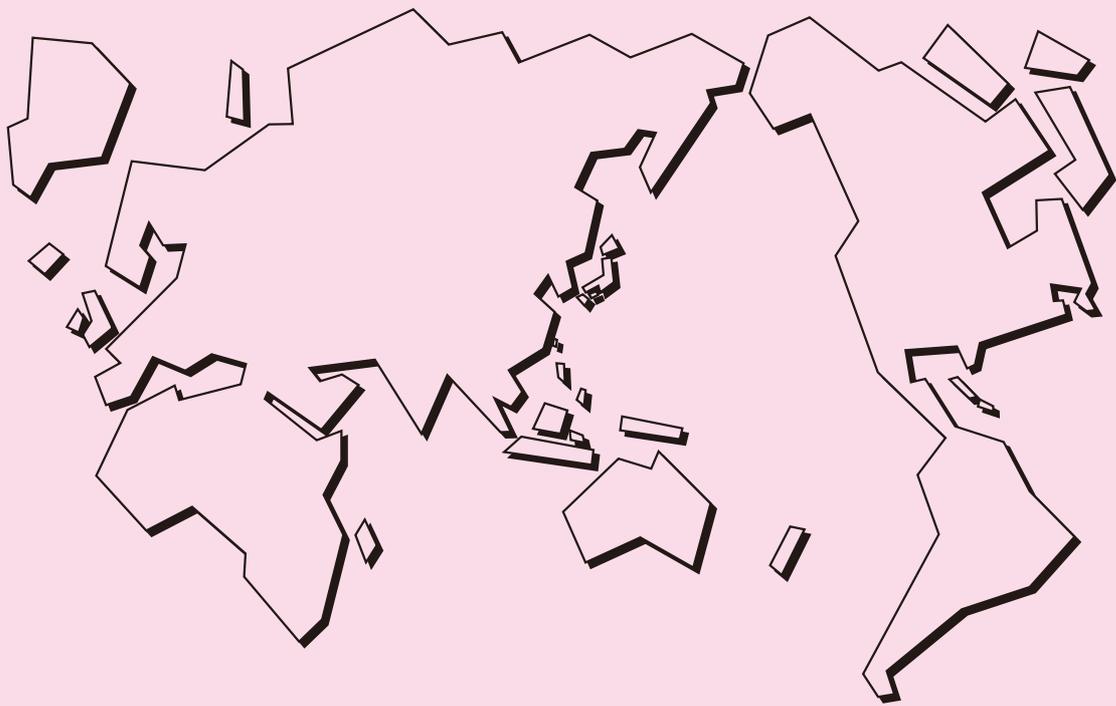

外国人への情報提供ガイドライン



2010年3月

新 宿 区

目 次

1	策定の趣旨	1
2	ガイドラインの対象	1
3	新宿区における外国人の現況	2
4	外国人への情報提供の取組状況と課題	5
(1)	外国人への情報提供の取組状況	5
(2)	外国人への情報提供の課題	7
5	外国人への情報提供の基本的な考え方	8
(1)	情報提供の基本的な考え方	8
(2)	使用言語	9
(3)	多言語化による提供を行うことが望ましい情報	9
(4)	多角的な媒体による情報提供、他の機関・団体との連携	9
(5)	外国人コミュニティ団体や情報伝達のキーパーソン等との協力による情報提供	11
(6)	各種印刷物等の提供場所	12
6	外国人への情報提供にあたっての情報提供課等の役割	14
7	外郭団体との連携・協力要請	15
8	日本語ルビ付・英語・中国語・ハングルによる表記	16
(1)	日本語ルビ付の表記	16
(2)	英語による表記	17
(3)	中国語による表記	21
(4)	ハングルによる表記	24
9	ガイドライン策定後の運用	28

別添

1	「区施設外国語表記一覧」	32
2	「組織名称外国語表記一覧」	47

参考資料

1	外国人への情報提供ガイドライン作成に関する検討会設置要領	54
2	検討の経過	56
3	外国人への情報提供の取組状況(内容別)	57
4	ガイドライン策定にあたっての先行自治体及び国の考え方	

1 策定の趣旨

新宿区は、約3万5千人、116カ国の外国人登録人口（平成22年1月1日現在）を有する多国籍・多文化共生のまちである。

区民の9人に1人が外国人であり、日本語学校、大学、企業、ホテル等が集積する中、多くの外国人が学び・働き・訪れるまちでもある。

区では、これまで、こうした外国人が多く生活し、また、活動していることを積極的な特徴として捉え、国籍や民族等が異なる人々が互いの文化の違いを認め、理解し合い、ともに生きていく多文化共生のまちづくりを進めることを施策の基本的な考え方に置き、外国人が地域で生活し、また活動していく上での必要な情報提供につとめてきた。

しかしながら、地域では、言葉の壁によるコミュニケーション能力の不足や、法律や社会的ルール、文化・生活習慣の相違等から、日本人との間で、誤解やトラブルが生じることも少なくない。また、税金・医療・福祉・教育・災害等、地域での生活や活動をしていく上で必要な情報の提供をしてきたものの、外国語の表記や配布場所等、必ずしも統一的な取り扱いがなされず情報提供を行ってきた。

今後も、外国人が増加し、就労や婚姻等により、定住化が進むことも予想される中では、より「わかりやすく」、「届きやすい」情報提供をしていくことが、外国人の地域での生活や活動を安定したものにし、多文化共生社会の礎を築くことにもなる。

そのため、ここに、外国人に対する情報提供のあり方について、統一的に取り扱う「新宿区外国人への情報提供ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定する。

2 ガイドラインの対象

前述のとおり、新宿区は多くの外国人が住み・学び・働き・訪れるまちである。そのため、区内で生活する者、学校・企業等で活動する者、観光客等、国籍や在留資格、日本語の理解度が異なる多種多様な外国人が存在する。また、こうした外国人に加えて、日本国籍を有するものの、コミュニケーション能力が十分でない者もいる。

そのため、本ガイドラインでは、「外国人を基本としつつも、国籍に関わらず、日本語が理解できないために、外国語による情報提供を必要としている者」を対象とする。

また、このような中、外国人への情報提供については、情報提供を行う各部課（以下「情報提供課」という。）が、統一的な取扱いの下に、情報提供を行っていくことが大切である。そのため、情報提供課が統一的に取り扱う必要のある次の事項について、本ガイドラインの対象事項とする。

- ①外国人への情報提供の基本的な考え方について
- ②外国人への情報提供の使用言語について
- ③外国人への情報提供にあたっての各種印刷物等の提供場所について
- ④外国人への情報提供にあたっての媒体・方法等について
- ⑤外国人への情報提供にあたっての情報提供課等の役割について
- ⑥外国人への情報提供にあたっての表記の統一について
- ⑦外国人への情報提供ガイドライン策定後の運用について

さらに、本ガイドラインで整理した事項については、第一次実行計画に掲げ、別途、検討を行っている「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進」に反映するとともに、外国人の来街者や観光客に対する案内標識等については「ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進」の中で、その考え方を整理していく。

3 新宿区における外国人の現況

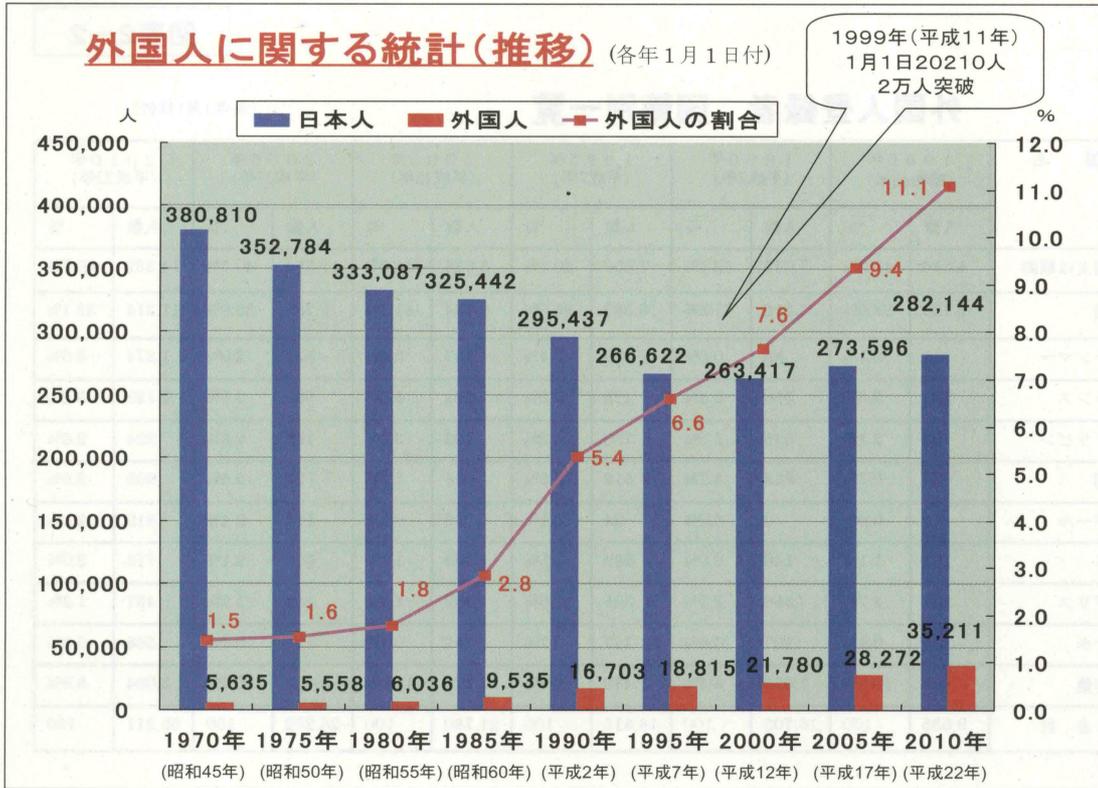
新宿区の外国人登録者数は、35,211人、人口に対する割合は11.1%(平成22年1月1日現在)、区民の9人に1人が外国人である。(図表1)

昭和50年(1975年)頃までは5,000人台(1.6%)で推移していた外国人登録者数は、昭和60年(1985年)には1万人近く(2.8%)に達し、平成11年(1999年)には2万人(7%台)を超え、以後も増え続け、今日に至っている。

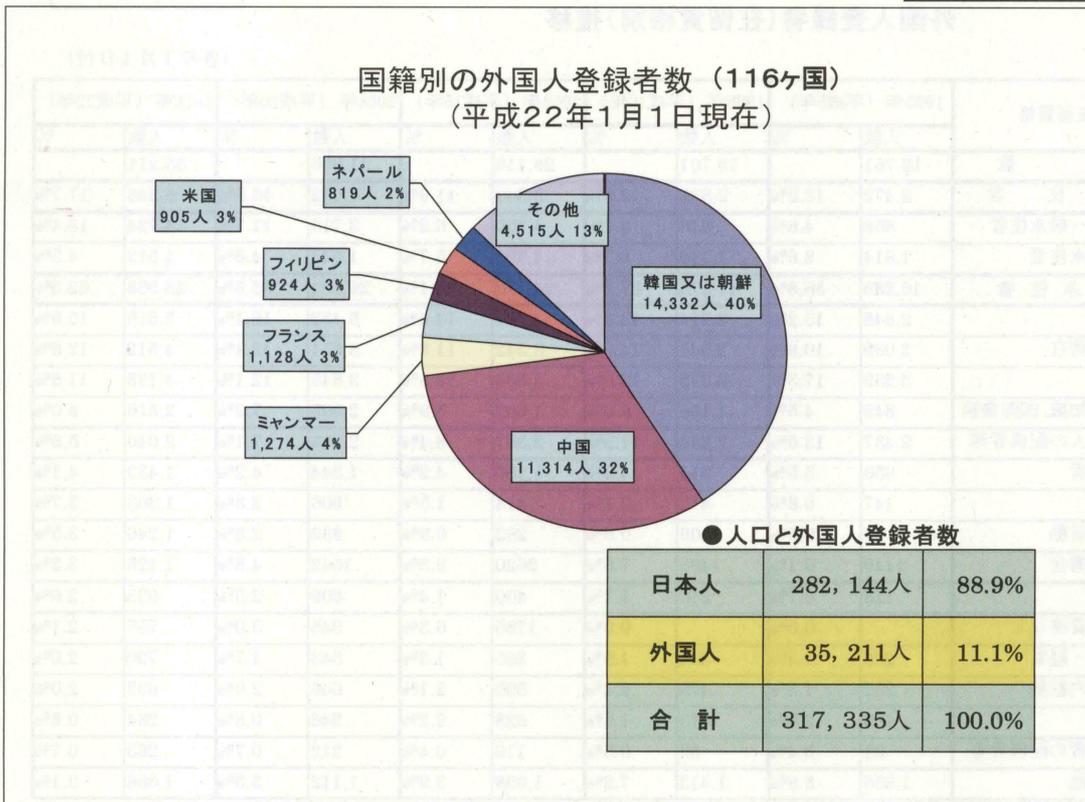
国籍別に見た場合、現在116カ国の外国人が在籍しており、韓国・朝鮮14,332人(40.7%)、中国11,314人(32.1%)、ミャンマー1,274人(3.6%)、フランス1,128人(3.2%)が多くを占めている。(図表2-1、図表2-2)

また、在留資格別では、区内に多くの大学や日本語学校がある中、「留学」5,615人(15.9%)、「就学」4,138人(11.8%)による外国人は1万人近くを数え、27.7%を占めている。一方、「永住者」6,243人(17.7%)、「家族滞在」4,512人(12.8%)「人文知識・国際業務」2,816人(8.0%)、「日本人の配偶者」2,040人(5.8%)等、生活や就労を基本とした在留資格を有する区民も数多くおり、特に、「一般永住者」や「人文知識・国際業務」といった在留資格については、近年、大きな伸びを示している状況にある。(図表3-1、図表3-2)

図表 1



図表 2-1



図表2-2

外国人登録者 国籍別一覧

(各年1月1日付)

国名	1985年 (昭和60年)		1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)		2010年 (平成22年)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
韓国又は朝鮮	4,315	45.3%	7,079	42.4%	7,550	40.1%	8,928	41.0%	11,384	40.3%	14,332	40.7%
中国	2,730	28.6%	6,312	37.8%	6,583	35.0%	6,764	31.1%	9,289	32.9%	11,314	32.1%
ミャンマー	11	0.1%	85	0.5%	636	3.4%	707	3.2%	831	2.9%	1,274	3.6%
フランス	222	2.3%	398	2.4%	429	2.3%	661	3.0%	880	3.1%	1,128	3.2%
フィリピン	197	2.1%	545	3.3%	790	4.2%	702	3.2%	796	2.8%	924	2.6%
米国	637	6.7%	618	3.7%	612	3.3%	658	3.0%	722	2.6%	905	2.6%
ネパール	3	0.0%	0	0.0%	24	0.1%	63	0.3%	115	0.4%	819	2.3%
タイ	108	1.1%	148	0.9%	289	1.5%	383	1.8%	593	2.1%	716	2.0%
イギリス	261	2.7%	356	2.1%	305	1.6%	392	1.8%	433	1.5%	437	1.2%
カナダ	54	0.6%	107	0.6%	127	0.7%	152	0.7%	191	0.7%	268	0.8%
その他	997	10.5%	1,055	6.3%	1,470	7.8%	2,370	10.9%	3,038	10.7%	3,094	8.9%
合計	9,535	100	16,703	100	18,815	100	21,780	100	28,272	100	35,211	100

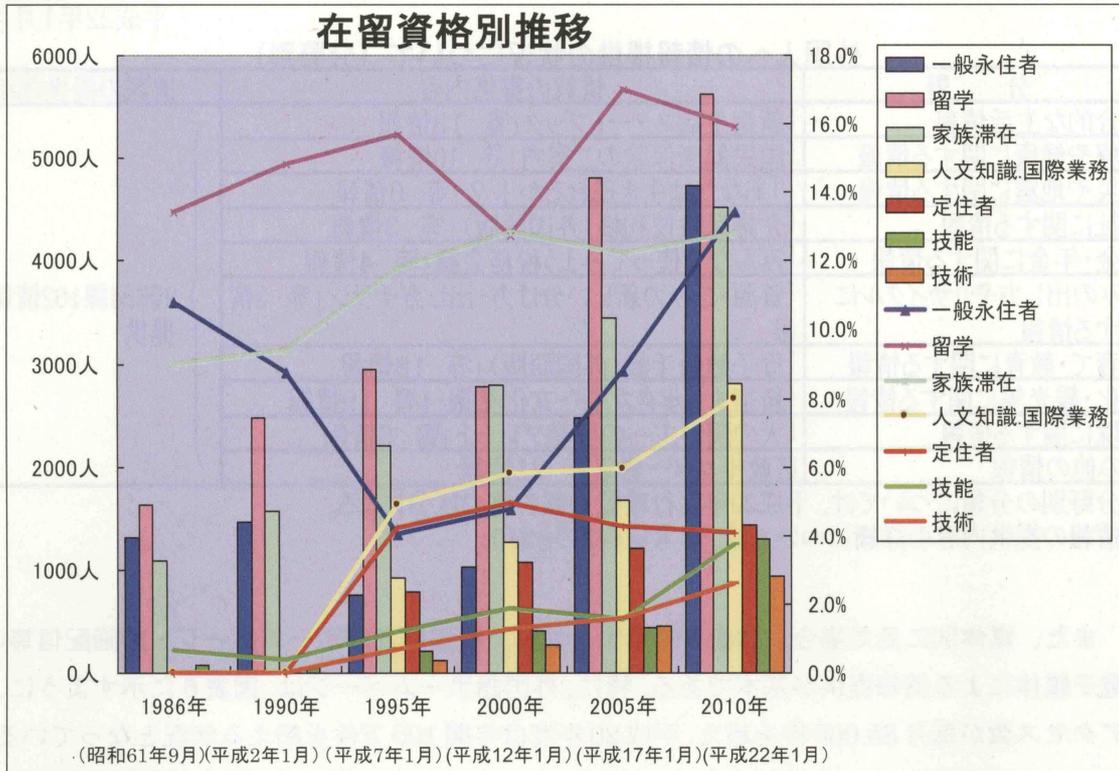
図表 3-1

外国人登録者(在留資格別)推移

(各年1月1日付)

在留資格	1993年(平成5年)		1998年(平成10年)		2003年(平成15年)		2008年(平成20年)		2010年(平成22年)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	18,761		19,701		28,116		31,856		35,211	
永住者	2,472	13.2%	2,526	12.8%	3,343	11.9%	5,262	16.5%	6,243	17.7%
うち一般永住者	858	4.6%	816	4.1%	1,750	6.2%	3,719	11.7%	4,724	13.4%
特別永住者	1,614	8.6%	1,710	8.7%	1,593	5.7%	1,543	4.8%	1,519	4.3%
非永住者	16,289	86.8%	17,175	87.2%	24,773	88.1%	26,594	83.5%	28,968	82.3%
留学	2,848	15.2%	2,714	13.8%	4,061	14.4%	5,132	16.1%	5,615	15.9%
家族滞在	2,039	10.9%	2,941	14.9%	3,342	11.9%	3,851	12.1%	4,512	12.8%
就学	3,239	17.3%	2,372	12.0%	3,888	13.8%	3,849	12.1%	4,138	11.8%
人文知識・国際業務	849	4.5%	1,186	6.0%	1,662	5.9%	2,305	7.2%	2,816	8.0%
日本人の配偶者等	2,437	13.0%	2,230	11.3%	2,357	8.4%	2,263	7.1%	2,040	5.8%
定住者	650	3.5%	914	4.6%	1,180	4.2%	1,344	4.2%	1,433	4.1%
技能	147	0.8%	412	2.1%	414	1.5%	906	2.8%	1,303	3.7%
特定活動	93	0.5%	109	0.6%	262	0.9%	889	2.8%	1,246	3.5%
短期滞在	1,149	6.1%	1,493	7.6%	2,620	9.3%	1,542	4.8%	1,125	3.2%
技術	128	0.7%	210	1.1%	400	1.4%	809	2.5%	933	2.6%
在留資格なし		0.0%		0.0%	1,785	6.3%	945	3.0%	757	2.1%
投資・経営	266	1.4%	304	1.5%	365	1.3%	543	1.7%	720	2.0%
企業内転勤	237	1.3%	475	2.4%	595	2.1%	646	2.0%	697	2.0%
興行	460	2.5%	313	1.6%	628	2.2%	246	0.8%	284	0.8%
永住者の配偶者等	81	0.4%	89	0.5%	116	0.4%	212	0.7%	263	0.7%
その他	1,666	8.9%	1,413	7.2%	1,098	3.9%	1,112	3.5%	1,086	3.1%

図表3-2



4 外国人への情報提供の取組状況と課題

(1) 外国人への情報提供の取組状況

外国人への情報提供については、外国語広報紙や外国語ホームページによる総合的な区政情報の提供を行っているほか、医療や健康、防災や地震、福祉に関する分野等、地域で生活や活動をしていく上での必要な個別情報の提供を行っている。図表4に示すとおり、平成22年1月現在、10分野について、9部24課102情報の提供を行っており、区による直接の情報提供のほか、東京都、法務省入国管理局、ハローワーク等、関係行政機関等の情報も区として取り扱っている。

図表4

平成22年1月現在

外国人への情報提供の状況について(分野別)

分野	情報の提供内容	情報の提供体制
総合的な生活情報	「新宿生活スタートブック」等 13情報	9部24課102情報の提供
医療や健康に関する情報	「国民健康保険のご案内」等 10情報	
防災や地震に関する情報	「あなたは生き残れるか!？」等 6情報	
福祉に関する情報	「介護保険便利帳(外国語版)」等 3情報	
税金・年金に関する情報	「みんなで使ってみよう税務会話」等 4情報	
ごみの出し方やリサイクルに関する情報	「資源・ごみの新しい分け方・出し方チラシ」等 2情報	
子育て・教育に関する情報	「母子健康手帳(外国語版)」等 18情報	
文化・観光等に関する情報	「新宿まち歩きガイド-文化発掘-」等 19情報	
環境に関する情報	「犬の飼い主への啓発プレート」等 6情報	
その他の情報	区政モニター募集等 21情報	

※分野別の分類については、平成20年度行政監査報告書の区分による。

※情報の提供内容の詳細については、参考資料3のとおり。

また、媒体別に見た場合、図表5に示すとおり、紙媒体及びホームページ・動画配信等の電子媒体による情報提供が基本である。特に、外国語ホームページは、図表6に示すように、アクセス数が毎月85,000件を超え、平成20年度は年間100万件を超える状況となっている。

図表5

外国人への情報提供について(媒体別)

	紙媒体による情報提供			電子媒体による情報提供		
	常時	四半期	随時	常時	定期(月1回)	随時
総合的な生活情報等	生活情報紙(10分野)(年1回改訂) 新宿生活スタートブック(外国人登録時)	外国語広報紙(四半期ごとの発行) ↑		外国語ホームページ(生活情報)(10分野) 新宿生活スタートブック(PDF) 動画配信等 ↑	外国語ホームページ更新(月1回) ↑	外国語ホームページ(随時更新)(例:新型インフルエンザ等、緊急を要する情報) ↑
個別の生活情報等	各情報提供課の情報を反映 各課作成のチラシ・パンフレット等	各情報提供課の情報を反映	各課作成のチラシ・パンフレット等		各情報提供課の情報を反映	各情報提供課の情報を反映

図表 6

外国語ホームページ アクセス数の推移（区役所からのアクセスは件数から除外）

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	年間合計	月平均	年間合計	月平均	年間合計	月平均	年間合計	月平均	年間合計	月平均
日本語	28,090	7,023	135,697	11,308	174,304	14,525	315,774	26,315	241,246	30,156
英語	35,363	8,841	144,620	12,052	221,556	18,463	300,849	25,071	180,554	22,569
中国語	20,060	5,015	104,265	8,689	163,307	13,609	212,921	17,743	129,770	16,221
ハングル	20,092	5,023	85,769	7,147	129,971	10,831	231,544	19,295	132,261	16,533
月計	103,605	25,901	470,351	39,196	689,138	57,428	1,061,088	88,424	683,831	85,479

平成17年度については、12月から3月までの実績値。平成21年度については、4月から11月までの実績値。

(2) 外国人への情報提供の課題

平成20年度には、「外国人への情報提供の状況を把握するとともに、これらが適正かつ効率的、効果的であるか」を目的として、行政監査が実施され、平成21年2月には、「外国人への情報提供について」の行政監査実施結果報告書がまとめられた。

そこでは、「平成19年度多文化共生実態調査（以下「多文化共生実態調査」という。）において外国人が求めている情報についてはおおむね適正に提供されていた」、「刊行物の作成部数や情報提供の時期については適正である」、「外国人向けホームページなどの電子媒体による情報提供は有効である」等の監査結果がまとめられる一方、以下の点が課題として指摘されている。

平成20年度行政監査における指摘された課題（抜粋）

- 1 外国人向けの刊行物を作成するにあたり、区施設等の名称の外国語表記、提供方法、提供場所等に関する基本的な事項が定められておらず、施設表記について混在しているものが見受けられる。
- 2 DVD及びビデオテープによる情報提供が行われているが、貸出しなどの実績が極めて少ないものがある。
- 3 外国人への情報提供について、庁内の状況を把握し、責任を持って調整を行う部署が明確ではない。また、庁内各部署における情報の共有が行われていない。
- 4 外国人向けの刊行物をすべて備え、提供している場所がなく、提供場所そのものがわかりにくい場所があった。

また、平成22年1月には、東京都が設置した「地域国際化推進委員会」の答申として、「地域に密着した効果的な情報提供のしくみづくり（答申）」がまとめられ、都に提出された。そこでは、外国人に対する情報提供に関する課題として、次の点が指摘されている。

**地域に密着した効果的な情報提供のしくみづくり（答申）で
指摘された課題（抜粋）**

1 地域の実情を踏まえた情報提供体制が未整備

外国人は在留資格や国籍等が多種多様であり、出身国ごとのコミュニティの形成や情報交換を行っている場合、外国人学校から情報を得ている場合など、様々なかたちで情報を得ているが、地域の実情を踏まえた情報提供体制が未整備である。また、在住外国人の状況は3年程度の期間で変わることが多い中での、効果的な情報提供を可能とするしくみが必要である。

2 外国人コミュニティやキーパーソンとの協力体制の欠如

都内におけるキーパーソンの把握は困難であるが、日本語教室スタッフ、日本語指導員など教室内にキーパーソンとなりうる人が多い。また、町会・自治会など、日本人キーパーソンとの協働が重要である。

3 外国人への迅速な情報提供体制が未整備

多くの外国人は加入電話よりも、携帯電話を活用している実態がある。また、多国語での携帯電話サイトやメールサービスを開始する行政や民間団体・事業者も増加している。携帯電話を活用した情報提供は、タイムリーな情報を確実に在住外国人に届けること等、大きな利点があるが、外国人への迅速な情報提供体制が未整備である。また、より効果的な情報提供のあり方について常に意見交換する場をつくる必要がある。

5 外国人への情報提供の基本的な考え方

（1）情報提供の基本的な考え方

「4 外国人への情報提供の取組状況と課題」を踏まえた上で、外国人が地域で生活・活動していく上で必要な情報の提供を適切かつ的確に行っていくことが、外国人への情報提供の基本である。

特に、多くの外国人が、新たに新宿区で外国人登録を行い、区民となる中では、外国人に対する総合的な情報提供のあり方として、

- ①新たに区民となる段階での生活に必要な基礎的な情報提供を行うこと
- ②多岐にわたる行政分野のうち外国人自らが自分の生活実態に即した情報を自ら選択できるかたちで情報提供を行うこと
- ③外国語ホームページ等を活用して、いつでも外国人自らがアクセスできるかたちでの情報提供を行うこと

が、大切である。

その上で、各行政部門における行政課題や、外国人に伝えたい情報をより深いかたちで、各情報提供課が個別広報として情報提供していくことが必要である。

また、情報提供は、利用者の視点に立って、問題解決のための糸口になっていくことが望ましい。そのため、個別広報として情報提供を行う印刷物には、次の表示を必ず行い、情報

同士をつないでいくこととする。

「外国人の生活情報に関するお知らせは、区役所本庁舎1階待合室・しんじゅく多文化共生プラザにあります。また、外国語ホームページもご覧ください。

URL：(英語)：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/english/index.html>

(中国語)：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/chinese/index.html>

(韓国語)：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/korean/index.html>

以上のことを、新宿区における情報提供の基本的な考え方とする。

(2) 使用言語

区による外国人への情報提供は、日本語ルビ付、英語、中国語、ハングルの4言語を基本とする。

地域におけるコミュニケーションの共通言語は日本語であり、簡単な日本語やひらがな・カタカナを理解できる外国人も少なくない。そのため、日本語による情報提供は、漢字や特殊な読み方をする数字にはルビを付けることとする。そして、日本語ルビ付にあわせて、外国人登録者数の多いハングル、中国語、国際標準として使用されている英語の4言語による情報提供を使用言語の基本とする。

また、特定の外国人を対象に、特に伝えたい情報や行政課題がある場合には、各情報提供課の判断により、公益財団法人新宿未来創造財団との連携の下に、使用言語を拡大することとする。

(3) 多言語化による提供を行うことが望ましい情報

多文化共生実態調査では、新宿区で生活していく上で必要な情報として、「医療・健康保険」(40.2%)、「防災・地震」(36.4%)、「福祉」、「税金・年金」、「住まい」(各33.1%)、「お祭り・スポーツ」(29.2%)、「ごみの出し方・リサイクル」(27.5%)、「子育て・教育」(21.4%)についての情報を望んでいる。(多文化共生実態調査報告書113頁)

また、外国人相談員からは、日頃の相談業務等を通じて、「行政の手続き」、「暮らし」や「福祉関係」等の分野について、外国人の視点に立った情報提供の必要性が望まれている。

こうした分野の情報を中心に、引き続き、積極的に多言語による情報提供を行うこととする。

(4) 多角的な媒体による情報提供、他の機関・団体との連携

①多角的な媒体による情報提供

外国人への情報提供は、各情報提供課の作成するパンフレット・リーフレット等、紙媒体のほか、ビデオ・DVD等の映像媒体、外国語ホームページにより行っている。各種媒体の活用にあたっては、作成部数・配布(活用)場所等に留意しつつ、各情報提供課の判断により、外国人に伝えたい情報が効果的に伝わる媒体を採用することとする。

また、ホームページについては、東京都への「地域に密着した効果的な情報提供のしく

みづくり（答申）」の中で携帯電話を媒体とした情報提供の有効性が指摘されている。こうした答申を踏まえ、日本語学校等へリサーチを行った。その中では、

ア．ハングル表記等の端末機の種類が少ない

イ．利用料金が高い

ウ．携帯電話は、主に電話機能としての利用である

等の声が多数であった。しかし、今後、端末機種拡大や安価な料金体系が導入されることになってくれば、ハングル表記等の携帯電話の利用者の増加も予想される。こうしたことから、引き続き、モバイル版での情報提供の有効性について研究していくこととする。

②他の機関・団体との連携

生活情報紙や新宿生活スタートブック等では、区の情報のみならず、関連機関の外国語で対応できる相談窓口について紹介している。また、外国語ホームページは、しんじゅく多文化共生プラザのホームページを通じて、在留資格や雇用、医療機関等、関連機関のホームページのURLをリンクさせ、外国人が必要な関連情報の提供に努めている。今後は、関連情報機関のホームページから区の外国語ホームページへのリンクを要請する等、他の機関・団体との連携を深め、多角的な媒体による、さらに相乗効果の発揮できる情報提供に努めていく。

(5) 外国人コミュニティ団体や情報伝達のキーパーソン等との協力による情報提供

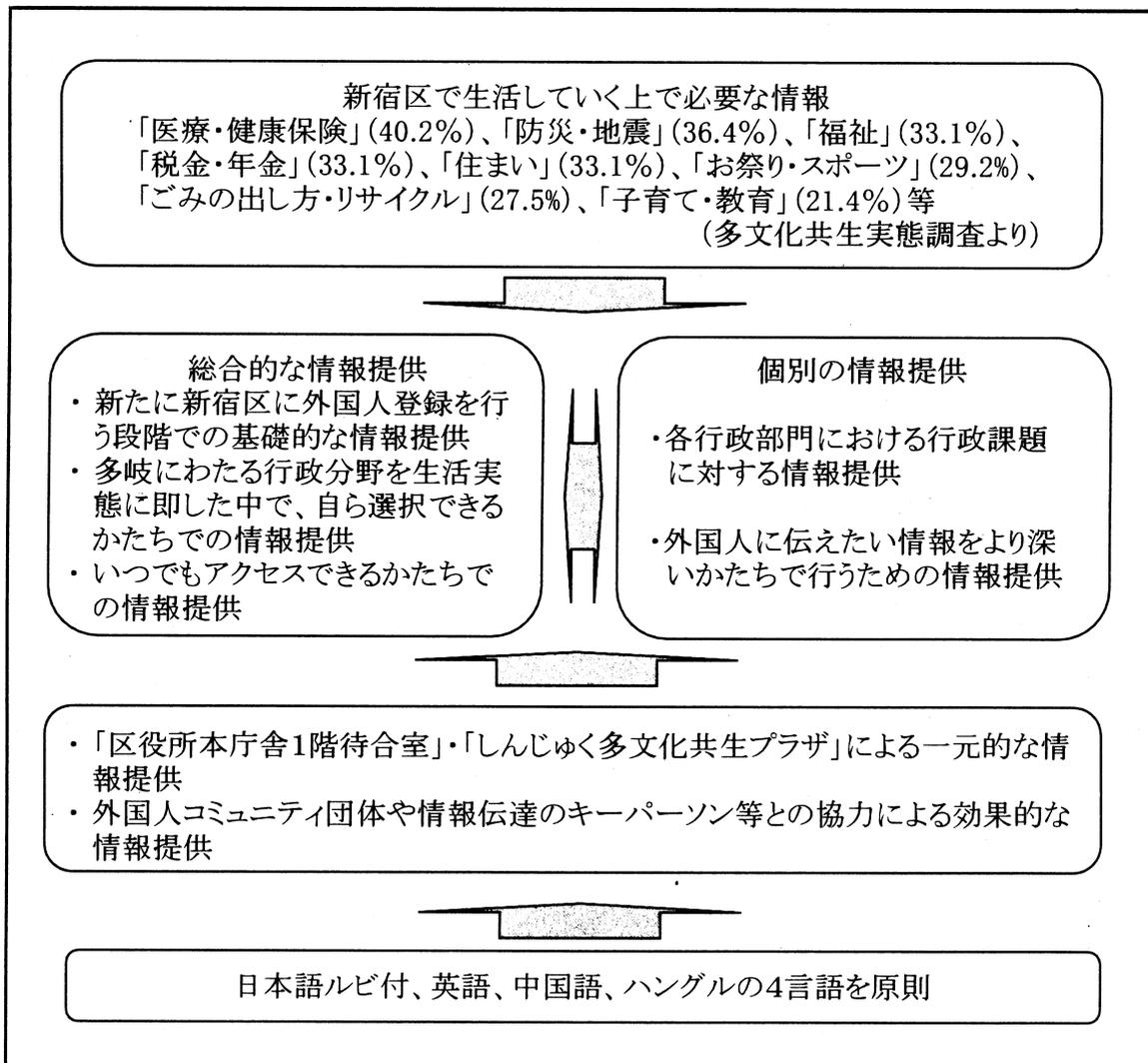
東京都の答申にも触れられているとおり、外国人の中には出身国ごとにコミュニティを形成し、同じコミュニティに属する人同士での交流や情報提供を行っている場合も少なくない。

また、コミュニティをつくらず、外国人学校等から情報を得ている場合もあり、外国人の状況にあわせた情報提供を行っていくことが大切である。

区では、これまでも、しんじゅく多文化共生プラザの利用団体や、ネットワーク連絡会参加団体（町会・自治会、商店街振興組合、在日本韓国人連合会・外国人支援団体等）、（財）アジア福祉教育財団、日本語学校等を通じて情報提供を行ってきた。今後、しんじゅく多文化共生プラザの一層の機能強化を図り、外国人コミュニティ団体や情報伝達のキーパーソンとのパイプを太くし、顔の見える関係を拡大する中で、より浸透する効果的な情報提供を行っていく。

図表 7

外国人への情報提供の基本的な考え方



(6) 各種印刷物等の提供場所

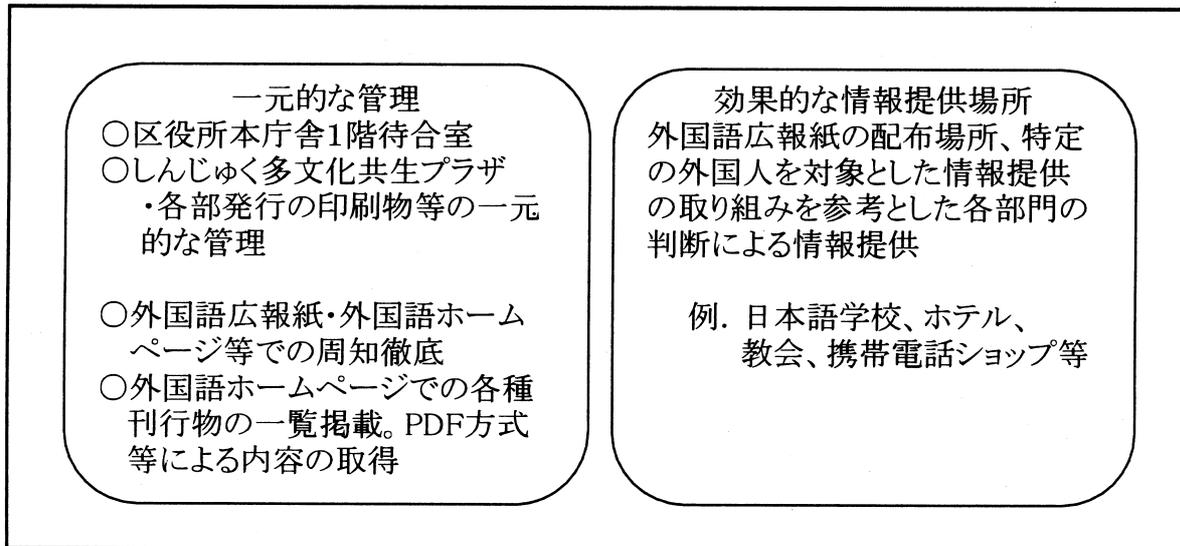
外国人への情報提供にあたっては、作成した冊子、パンフレット、ポスター等、各種印刷物等が効果的に外国人に配布されることが必要である。また、多文化共生実態調査にも「いろいろな情報を1か所で配布してほしい。」(多文化共生実態調査報告書113頁)とあるように、一元的に情報を取得できる場所を定め、そこに行けば必ず外国人が情報を取得できるような仕組みを構築しておくことが必要である。

そのため、各種印刷物等を一元的に取り扱う場所として、「区役所本庁舎1階待合室」と「しんじゅく多文化共生プラザ」を位置づけ、多言語の看板を設置する等わかりやすい表示を行う。さらに、外国語広報紙や外国語ホームページ等を通して、積極的に周知を行うこととする。そして、外国語ホームページには、各種印刷物等の一覧について掲載するとともに、PDF方式等により、その内容を自ら取得できるようにする。(図表8)

また、外国語広報紙の配布場所や、特定の外国人を対象とした情報提供の取り組みについて、本ガイドラインに参考事例として記載することにより、各情報提供課の判断で、より効果的な情報提供を行えるようにする。(図表9)

図表8

外国人への情報提供にあたっての各種印刷物等の提供場所



外国語広報紙の配布場所や、特定の外国人を対象とした
情報提供の取り組みについて

- ・ 外国語広報紙配布場所 308箇所（参考送付を含む）
 - 区役所本庁舎1階待合室、区政情報センター、しんじゆく多文化共生プラザ、特別出張所、地域センター、生涯学習館、図書館、保健センター、保育園、小・中学校等の区施設に加え、東京都及び他区市町村国際交流担当課、大使館、ネットワーク連絡会参加団体、外国人支援団体、日本語学校、外国人学校、専門学校、大学留学センター、教会、携帯電話ショップ等へ配布
- ・ 生活情報紙配布場所 245箇所（参考送付を含む）
 - 区役所本庁舎1階待合室、区政情報センター、しんじゆく多文化共生プラザ、特別出張所、図書館、保健センター、保育園、小・中学校等の区施設に加え、大使館、ネットワーク連絡会参加団体、外国人支援団体、日本語学校、外国人学校、専門学校、大学留学センター、教会、携帯電話ショップ等へ配布
- ・ 外国人観光客用のインフルエンザ等緊急対応として、スペイン語で作成
- ・ 中国語や韓国語等、外国語を母語とする児童や海外生活が長い児童に対して開催するお話会のチラシを使用言語で作成
- ・ エイズ検査・相談を、英語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語の比較的感染者数の多い国の言語を対象に実施

6 外国人への情報提供にあたっての情報提供課等の役割

外国人への情報提供にあたっては、本ガイドラインに即して、情報提供が行われるとともに、ガイドラインが実効性あるしくみとして持続的に機能していくことが必要である。そこで、情報提供課、文化観光国際課、区政情報課は、次の役割を果たしていくことにする。

図表10

各 課	役 割
情報提供課	<p>①ガイドラインに基づき、外国人に情報提供したい内容について、各種印刷物等を作成し、効果的な情報提供を行うこととする。</p> <p>②ガイドライン及び「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」に基づき、作成した印刷物等について、文化観光国際課に届出を行い、外国語ホームページに掲載する情報を提供する。</p> <p>③各種印刷物等を一元的に取り扱う場所として指定した「区役所本庁舎1階待合室」及び「しんじゅく多文化共生プラザ」に作成した印刷物等を備え付けるため、文化観光国際課の指示により必要部数を送付する。</p> <p>④作成する印刷物等に、一元的に取り扱う場所及び外国語ホームページの案内を掲載し、情報同士をつないでいく。</p> <p>⑤印刷物等を活用し、関連機関との相互連携による情報提供を行うほか、外国人コミュニティ団体や情報伝達のキーパーソン等との協力による効果的な情報提供を行う。</p>
文化観光国際課	<p>①外国人への一般広報として、外国語広報紙・外国語ホームページを所管する。</p> <p>②ガイドライン及び「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」を所管するとともに、各情報提供課との連携の下に効果的な情報提供を行うことを目的とした「(仮称)外国人への情報提供に関する連絡会議」を主催し、持続的にガイドラインが実効性あるしくみとなるよう、担保する。</p> <p>③印刷物・ホームページ等を活用し、関連機関との相互連携による情報提供を行うほか、外国人コミュニティ団体や情報伝達のキーパーソン等との協力による効果的な情報提供を行う。</p> <p>④各種印刷物等を一元的に取り扱う場所として指定した「区役所本庁舎1階待合室」と「しんじゅく多文化共生プラザ」を管理する。</p>
区政情報課	<p>新宿区広報及び新宿区ホームページの所管部署として、外国人への情報提供にあたって、文化観光国際課との連携を図り、支援を行っていく。</p>

7 外郭団体との連携・協力要請

区の出損する外郭団体については、ガイドラインについての情報提供を行い、区に準じた情報提供を行っていくことを要請する。

また、公益財団法人新宿未来創造財団については、財団として「国際相互理解の促進」を定款に掲げ、多文化共生事業を展開していることから、財団の有する地域人材・専門人材を積極的に活用し、情報提供の使用言語を拡大する等、区の支援・協力を積極的に行うよう要請していく。

8 日本語ルビ付・英語・中国語・ハングルによる表記

国や東京都では、「外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」（国土交通省 平成 18 年 3 月）や「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針」（東京都 平成 21 年 3 月）等を策定しているが、日本語を外国語に表記する場合の全国的な統一基準や、詳細な定めを置いているものはない。そのため、外国語の表記については、福岡市、旭川市、北九州市等、各自治体が、独自に表記に関する定めを置き、外国人への情報提供を行ってきている状況がある。（参考資料 4 のとおり）

このような中、新宿区においては、本ガイドライン及び別添「区施設外国語表記一覧」、
「組織名称外国語表記一覧」に定める表記を、今後、区が用いる原則とする。

なお、別添「区施設外国語表記一覧」及び「組織名称外国語表記一覧」は必要に応じて随時追加・修正を行うものとする。

（1）日本語ルビ付の表記

- ① 原則として、漢字や特殊な読み方をする数字にはルビを付けることとする。

（例）「新宿区」→「新宿区」 「7日」→「7日」

- ② 紙面等の制約からルビを付けることが困難な場合は、漢字の後に括弧書きで読み方を付ける。

（例）「新宿区」→「新宿区（しんじゅくく）」

- ③ 年を表記するときは、西暦または年号と西暦の併記を原則とする。

（例）「平成 22 年」→「2010年」または「2010年（平成 22 年）」

- ④ 略語を多用しない、専門用語や複雑な制度等には説明を付けるなど、外国人にわかりやすい表記を心がける。なお、文中に複数記述する専門用語等については、初出の部分のみに説明を付けることとする。

（例）× 「国保」 ○ 「国民健康保険」または「国保（国民健康保険）」

（例）× 「部屋を借りるときには、敷金と礼金が必要です。」

○ 「部屋を借りるときには、敷金と礼金が必要です。敷金とは、部屋を

わた あと しゅうぜんとう ねん あず かね つうじょうやちん
け渡した後の修繕等のために、オーナーに預けるお金（通常家賃の 1

～2 か月分）です。修繕等が必要なければ、全額返還されます。礼金と

は、オーナーに対する謝礼として支払う、返還されないお金（通常家賃

の 1～2 か月分）です。」

(2) 英語による表記

1. ローマ字表記の方法

① 日本語をローマ字で表記する場合は原則としてヘボン式とする。

ヘボン式ローマ字表記

あ	い	う	え	お
a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ
ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ
sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と
ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の
na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ
ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も
ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ
ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ
ra	ri	ru	re	ro
わ		を		ん
wa		wo		n

きゃ	きゅ	きょ
kya	kyu	kyo
ぎゃ	ぎゅ	ぎょ
gya	gyu	gyo
じゃ	じゅ	じょ
sha	shu	sho
じゃ	じゅ	じょ
ja	ju	jo
ちゃ	ちゅ	ちょ
cha	chu	cho
ひゃ	ひゅ	ひょ
hya	hyu	hyo
びゃ	びゅ	びょ
bya	byu	byo
ぴゃ	ぴゅ	ぴょ
pya	pyu	pyo
みゃ	みゅ	みょ
mya	myu	myo
りゃ	りゅ	りょ
rya	ryu	ryo

が	ぎ	ぐ	げ	ご
ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど
da	ji	zu	de	do

ば	び	ぶ	べ	ぼ
ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ
pa	pi	pu	pe	po

② はねる音「ん」はnで表す。ただし、b・m・pの前はmで表す。

(例) 市谷本村町→Ichigaya·Homamura·cho
新宿御苑前駅→Shinjuku·gyoemmae Sta.

③ はねる音を表すnと、次にくる母音字または「や行」のyを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」(ハイフン)を入れる。

(例) 三栄通り→San·ei·dori Avenue
安養寺坂→An·yoji·zaka Slope

④ つまる音は、次に来る最初の子音字を重ねて表記する。

(例) 一休橋→Ikkyu·bashi Bridge
ただし、次にchが続く場合には、cを重ねずtを用いる。

(例) 新宿一丁目(バス停名)→Shinjuku·itchome

⑤ 長音は、「-」「^」「`」(母音字の上につける長音記号)・「h」は用いない。

(例) 中央図書館→Chuo Library
大久保→Okubo

11. 英語表記の基本的事項

- ① 施設等の名称は固有名詞部分をローマ字表記し、施設の機能を示す普通名詞部分を英訳して表記する。

(例) 白銀公園→Shirogane Park

四谷中学校→Yotsuya Junior High School

ただし、バスの停留所等、外国人がアナウンスや放送による音声のみで情報取得する場合等は、施設等の名称の機能を示す普通名詞部分もローマ字表記することができる。その場合は、前項「ローマ字表記の方法」の規定に従うものとする。

(例) 甘泉園公園 (バス停名) →Kansen-en·koen

- ② 施設の設置者が英語名を正式に決定している場合はそれを使用する。

(例) 国立国際医療センター→International Medical Center of Japan

東京厚生年金病院→Tokyo Kosei Nenkin Hospital

- ③ 山・川、通り、坂、橋、寺社等の名称などは、全体を固有名詞と考え、全体をローマ字表記した後に態様を示す英訳を表記する。その際は態様のローマ字部分を「-」で区切る。

(例) 靖国通り→Yasukuni·dori Avenue

- ④ 日本語+外来語で構成されている場合は、外来語の部分はもとの外国語で表記する。

(例) 新宿コズミックスポーツセンター→Shinjuku Cosmic Sports Center

大久保スポーツプラザ→Okubo Sports Plaza

- ⑤ 施設名等の名称は、各語の最初の文字を大文字で、他を小文字で表記し、名称の途中にある冠詞、前置詞、接続詞は小文字で表記することを原則とする。

(例) 下水道局→Bureau of Sewerage

信濃町子ども家庭支援センター

→Shinanomachi Children and Family Support Center

- ⑥ 略語はできるだけ使用せず、完全な綴りで表記する。ただし煩雑になる場合は英語圏で一般的に使われている略語に限り使用できる。

通り Avenue→Ave. ビル Building →bldg. 駅 Station→Sta. など

(例) 曙橋駅→Akebonobashi Sta. NSビル→NS Bldg.

- ⑦ スペース上やむを得ない場合、英語に慣用化されている場合、マップ等により表記を省略してもわかる場合などは表記を省略することができる。

(例) 明治通り→Meiji-dori (Avenue) 落合橋→Ochiai-bashi (Bridge)

- ⑧ 東・西・南・北・上・中・下・新・旧等が固有名詞の前または後につく場合、固有名詞との間に「-」(ハイフン)を入れることを原則とする。ただし、本来の方位の意味を明らかになくしたもの、固有名称として考えられるものはこの限りではない。

(例) 北新宿図書館→Kita·Shinjuku Library

西戸山小学校→Nishi·Toyama Elementary School

- ⑨ 「道路標識設置基準」等、既に別の定めがある場合は、その定めによる。

III. 固有名詞の表記

項目	表記方法	例
町名	①ローマ字表記を原則とし、最後に「町」がつく場合は「-」で区切る。	早稲田町→Waseda·machi 歌舞伎町→Kabuki·cho
	②町名が2つ以上の単語で構成されている場合等は、その前後を「-」で区切る。	市谷薬王寺町 →Ichigaya·Yakuoji·machi
住居表示	①ローマ字表記を基本とし、丁目以降は算用数字で表記する。「都」は省略し、「区」は「city」と記載する。	東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号→ 1-4-1,Kabuki·cho,Shinjuku city, Tokyo
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	西新宿五丁目→Nishi·Shinjuku(5)
駅名・ バス停名	①各鉄道・バス会社等が表記を定めている場合はそれを使用する。	新宿三丁目駅 →Shinjuku·sancho·me Sta.
	②ローマ字表記を基本とする。名称に数字が入っている場合も読み方のローマ字表記をする。	
	③マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
山・川 の名称	①「○○ - gawa(kawa)」等の後に River をつけることを原則とする。	神田川→Kanda·gawa River 妙正寺川→Myoshoji·gawa River
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
通りの 名称	①「○○ - dori」・「○○ - kaido」等の後に Avenue (または Ave.) をつけることを基本とする。ただし、用途・規模等に応じて、Street を使用することができる。	明治通り→Meiji·dori Avenue (Ave.) 四季のみち→Shiki·no·michi Street (St.) 本多横丁→Honda·yokocho Street (St.)
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
坂の名称	①「○○ - zaka(saka)」等の後に Slope をつけることを基本とする。	弁天坂→Benten·zaka Slope

	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
橋の名称	①「〇〇 - bashi(hashi)」等の後に Bridge をつけることを基本とする。	落合橋→Ochiai-bashi Bridge
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
寺社の名称	①「〇〇 - ji」「〇〇 - in」「〇〇 - jinja」等の後に Temple、Shrine をつけることを基本とする。	善国寺→Zenkoku-ji Temple 花園神社→Hanazono-jinja Shrine
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
人名	姓と名の順序は本人の本来の順序で表記する。	小泉八雲→Koizumi Yakumo 夏目漱石→Natsume Soseki

IV. 組織・役職名の表記

項目	表記方法	例
組織	部→Department	地域文化部→Regional and Cultural Affairs Department
	課→Division	文化観光国際課→Culture, Tourism and International Affairs Division
	係→Section	文化観光国際係→Culture, Tourism and International Affairs Section
役職	区長→Mayor 副区長→Vice Mayor 教育長→Superintendent Board of Education 会計管理者→Treasurer 部長/担当部長→Director General 課長/担当課長/所長/館長→Director 課長補佐→Assistant Director 副所長→Vice Director 係長/主査/園長→Chief 校長→Principal 副校長→Vice Principal	

(3) 中国語による表記

I. 中国語表記の方法

中国語表記は、主に中国本土で使用されている「簡体字」と台湾・香港等で使用されている「繁体字」とに大別できる。区が提供する中国語の情報提供は「簡体字」を原則とする。ただし、情報提供の目的・内容から対象が明確な場合は「繁体字」を使用することができる。

II. 中国語表記の基本的事項

- ① 施設等の名称は漢字表記を原則とし、施設の機能を示す普通名詞部分は訳して表記する。

(例) 白銀公園→白银公园 四谷中学校→四谷中学

- ② 施設の設置者が中国語（簡体字）名を正式に決定している場合はそれを使用する。

(例) 新宿プリンスホテル→新宿王子大飯店
京王プラザホテル→京王广场酒店

- ③ 山・川、通り、坂、橋、寺社等の名称などは、態様を示す部分を中国語訳して表記する。

(例) 靖国通り→靖国路

- ④ 外来語が含まれる場合、役割や意味を示す部分は中国語訳して表記する。

(例) 大久保スポーツプラザ→大久保体育广场

外来語が固有名詞部分に含まれ、読み方が重要な場合は、原則として日本語の発音に近い漢字をあてることとする。

(例) 新宿コズミックスポーツセンター→新宿阔兹密库体育中心

ただし、略語等、漢字をあてることが難しい場合は、英語または日本語の発音によるローマ字表記をする。

(例) B I Z 新宿→B I Z 新宿

- ⑤ ひらがな・カタカナが含まれる場合、役割や意味を示す部分は中国語訳して表記する。また、元の漢字が明らかな場合は漢字で表記する。

(例) しんじゅく多文化共生プラザ→新宿多文化交流广场

元の漢字が明らかでない場合は、原則として日本語の発音に近い漢字をあてることとする。

(例) おおや幼稚園→鸥雅幼儿园

ただし、略語等、漢字をあてることが難しい場合は、日本語の発音によるローマ字表記をする。

(例) レガス新宿→R e g a s u 新宿

- ⑥ 中国語にない漢字は、日本語で使用する漢字をそのまま代用する。

(例) 戸塚特別出張所→户塚特别办事处

- ⑦ 文中のカギ括弧、中黒等の使用は原則として次のとおりとする。

カギ括弧「」→“” または《》 中黒「・」→「、」 句点「、」→「,」

III. 固有名詞の表記

項目	表記方法	例
町名	①中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。	早稲田町→早稻田町 歌舞伎町→歌舞伎町
住居表示	①中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。丁目以降は算用数字で表記する。	東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 →東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	西新宿五丁目→西新宿(5)
駅名・ バス停名	①各鉄道・バス会社等が表記を定めている場合はそれを使用する。	新宿三丁目駅→新宿三丁目站
	②中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。名称に数字が入っている場合は漢数字で表記する。	
	③マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
山・川 の名称	中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。	神田川→神田川 妙正寺川→妙正寺川
通りの 名称	中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とし、「通り」や「街道」等の部分は「路」を使用することを原則とする。	明治通り→明治路
坂の名称	中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。	弁天坂→辯天坂
橋の名称	中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。	落合橋→落合桥
寺社の 名称	中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。	善国寺→善国寺 花園神社→花园神社
人名	姓と名の順序は本人の本来の順序で中国語表記(簡体字への置き換え)を原則とする。なお、本人が中国語名を定めている場合はそれを使用する。	小泉八雲→小泉八云 夏目漱石→夏目漱石

IV. 組織・役職名の表記

項目	表記方法	例
組織	部→部	地域文化部→地区文化部
	課→課	文化観光国際課→文化観光国際課
	係→系	文化観光国際係→文化観光国際系
役職	区長→区长 副区長→副区长 教育長→教育長 会計管理者→会計管理員 部長/担当部長→部長/担当部長 課長/担当課長→課長/担当課長 所長→所长 館長→馆长 課長補佐→課長輔佐 副所長→副所长 係長/主査/園長→系長/主査/园长 校長→校长 副校長→副校长	

(4) ハングルによる表記

1. ハングル表記の方法

- ① 日本語の発音をハングルで表記する場合は、原則として次の「ひらがな-ハングル対照表」のとおりとする。

ひらがな-ハングル対照表

あ	い	う	え	お
아	이	우	에	오
か	き	く	け	こ
카	키	쿠	케	코
さ	し	す	せ	そ
사	시	스	세	소
た	ち	つ	て	と
타	치	츠	테	토
な	に	ぬ	ね	の
나	니	누	네	노
は	ひ	ふ	へ	ほ
하	히	후	헤	호
ま	み	む	め	も
마	미	무	메	모
や		ゆ		よ
야		유		요
ら	り	る	れ	ろ
라	리	루	레	로
わ	を	ん		
와	오	ㄴ or O or ㅍ		

が	ぎ	ぐ	げ	ご
가	기	구	게	고
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
자	지	즈	제	조
だ	ぢ	づ	で	ど
다	지	즈	데	도
ば	び	ぶ	べ	ぼ
바	비	부	베	보
ぼ	び	ぶ	べ	ぼ
파	피	푸	페	포

きゃ	きゅ	きょ	ぎゃ	ぎゅ	ぎょ
카	큐	쿄	가	규	교
しゃ	しゅ	しょ	じゃ	じゅ	じょ
샤	슈	쇼	자	주	조
ちゃ	ちゅ	ちょ	ひゃ	ひゅ	ひょ
차	추	초	하	휴	효
ひゃ	ひゅ	ひょ	びゃ	びゅ	びょ
마	뮤	묘	파	퓨	표
みゃ	みゅ	みょ	りゃ	りゅ	りょ
마	뮤	묘	랴	류	료
じゅう	じょう	ちゅう	ちょう		
쥬	쥬	쥬	쥬		

- ② はねる音「ん」は「ㄴ」で表記する。ただし、韓国国内で一般的に使用されている表記がある場合は「ㅍ」及び「ㅇ」を用いることができる。

(例) 市谷本村町→이치가야 훈무라쵸 新宿御苑前駅→신주쿠 교엔마에역
記念館→기념관 香港→홍콩

- ③ つまる音「っ」は「ㅍ」で表記する。

(例) 一休橋→잇큐바시(다리)

- ④ 長音の「い」「お」「う」は原則として日本語のとおり表記する。

(例) 三栄町(さんえいちょう)→산에이쵸
大久保(おおくぼ)→오오쿠보
中央図書館(ちゅうおうとしょかん)→쥬오우 도서관
内藤町(ないとうまち)→나이도우마치

ただし、韓国国内で既に一般的に使用されている表記がある場合は、それを使うこととする。

(例) 東京→○도쿄 ×도우쿄우

11. ハングル表記の基本的事項

- ① 施設等の名称は、固有名詞部分は日本語の発音をハングルで表記し、施設の機能を示す普通名詞部分は韓国語訳して表記する。

(例) 白銀公園→시로가네 공원 四谷中学校→요츠야 중학교

ただし、バスの停留所等、外国人がアナウンスや放送による音声のみで情報を取得する場合等は、施設等の名称の機能を示す普通名詞部分もハングル表記することができる。その場合は、前項「ハングル表記の方法」の規定に従うものとする。

(例) 甘泉園公園(バス停名)→칸센엔 코우엔

- ② 施設の設置者がハングル名を正式に決定している場合はそれを使用する。

(例) 新宿プリンスホテル→신주쿠 프린스호텔

京王プラザホテル→케이오 플라자 호텔

- ③ 山・川、通り、坂、橋、寺社等の名称などは、全体を固有名詞と考え、全体の日本語の発音をハングル表記した後に態様を示す韓国語訳を括弧の中に表記する。

(例) 靖国通り→야스쿠니 도오리(거리)

- ④ 日本語＋外来語で構成されている場合は、外来語の部分はその言語に対応したハングル、または韓国国内で一般的な表記を使用する。

(例) 新宿コズミックスポーツセンター→신주쿠 코즈믹 스포츠 센터

大久保スポーツプラザ→오오쿠보 스포츠 플라자

- ⑤ 名称が複数の単語で構成されている場合は、その前後を半角スペースで区切ることを原則とする。ただし、スペースの制限がある場合等はこの限りではない。

(例) 信濃町子ども家庭支援センター

→시나노마치 어린이 가정지원센터

- ⑥ 東・西・南・北・上・中・下・新・旧の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞との間に半角スペースを入れることを原則とする。ただし、本来の方位の意味を明らかにしたものの、固有名詞として考えられるものはこの限りではない。

(例) 北新宿図書館→키타 신주쿠 도서관

西戸山小学校→니시 토야마 초등학교

- ⑦ 文中のカギ括弧の使用は原則として次のとおりとする。

カギ括弧「」→ ‘ ’ 二重カギ括弧『』→ “ ”

III. 固有名詞の表記

項目	表記方法	例
町名	①日本語の発音によるハングル表記を原則とする。	早稲田町→와세다마치 歌舞伎町→카부키쵸
	②町名が2つ以上の単語で構成されている場合等は、その前後を半角スペースで区切る。	市谷薬王寺町→이치가야 야쿠오지마치
住居表示	①日本語の発音によるハングル表記を原則とし、丁目以降は算用数字で表記する。 なお、「都」、「区」は韓国国内で一般的に使用されている「도」、「구」を使用するものとする。	東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 →도쿄도 신주쿠구 카부키쵸 1-4-1
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	西新宿五丁目→니시 신주쿠(5)
駅名・バス停名	①各鉄道・バス会社等が表記を定めている場合はそれを使用する。	新宿三丁目駅 →신쥬쿠산초메
	②ハングル表記を基本とする。名称に数字が入っている場合も読み方のハングル表記をする。	
	③マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
山・川の名称	①「○○ 가와(カワ)」等の後に(강)をつけることを原則とする。	神田川→칸다 가와(강) 妙正寺川→묘우쇼우지 가와(강)
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
通りの名称	①「○○ 도오리」・「○○ 카이도우」等の後に(거리)をつけることを原則とする。	明治通り→메이지 도오리(거리)
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
坂の名称	①「○○ 자카(サカ)」等の後に(고개)をつけることを原則とする。	弁天坂→벤텐 자카(고개)
	②マップ等により表記を省略してもわ	

	かる場合は表記を省略することができる。	
橋の名称	①「〇〇바시(하시)」等の後に(다리)をつけることを原則とする。	落合橋→오치아이 바시(다리)
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
寺社の名称	①「〇〇지」「〇〇데라」「〇〇인」「〇〇진자」等の後に(절), (신사)をつけることを原則とする。	善国寺→젠코쿠 지(절) 花園神社→하나조노 진자(신사)
	②マップ等により表記を省略してもわかる場合は表記を省略することができる。	
人名	姓と名の順序は本人の本来の順序で表記する。	小泉八雲→코이즈미 야쿠모 夏目漱石→나츠메 소세키

IV. 組織・役職名の表記

項目	表記方法	例
組織	部→부	地域文化部→지역 문화부
	課→과	文化観光国際課→문화 관광 국제과
	係→계	文化観光国際係→문화 관광 국제계
役職	区長→구청장 副区長→부구청장 教育長→교육장 会計管理者→회계 관리자 部長/担当部長→부장/담당부장 課長/担当課長→과장/담당과장 所長→소장 館長→관장 課長補佐→과장 보좌 副所長→부소장 係長/主査/園長→계장/주사/원장 校長→교장 副校長→부교장	

9 ガイドライン策定後の運用

ガイドラインは策定後も実効性あるしくみとして、継続的にその内容が担保されていくことが必要である。そのため、各情報提供課で本ガイドラインを保有し、ガイドラインに即した情報提供を行うとともに、次のとおり「新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱」を制定し、ガイドラインを持続的に実効性あるしくみとして担保していく。

新宿区外国語等の印刷物等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）が外国人への情報提供等を目的として作成する外国語等の印刷物等に関する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語等 日本語（ルビを付するものに限る。）、英語、中国語及び韓国語をいう。
- (2) 印刷物 次に掲げるものをいう。
 - ア 事務事業に関する概要書、年報、統計書等
 - イ 調査・計画・研究結果報告書等
 - ウ 事務事業に関する手続書
 - エ 事務事業、施策等の周知用冊子、広報紙等
 - オ 各種地図類
 - カ 区の歴史、文化等に関する書物
- (3) 印刷物等 印刷物及びDVD、ビデオ等映像資料をいう。

(外国語等の表記)

第3条 外国人への情報提供等を目的とした外国語等の印刷物等は、外国人への情報提供ガイドライン（平成21年3月19日付け21新地文観第1996号。以下「ガイドライン」という。）に定める表記を用いるものとする。

(外国語等の印刷物等の作成)

第4条 課長は、外国人への情報提供等を目的とした外国語等の印刷物等を作成したときは、外国語等印刷物等作成報告書（第1号様式）により、地域文化部文化観光国際課長（以下「文化観光国際課長」という。）に報告するものとする。

2 文化観光国際課長は、前項の規定による報告を受けたときは、外国語等印刷物等台帳（第2号様式）を作成するものとする。

(外国語等の印刷物等の設置場所等)

第5条 課長は、外国人への情報提供等を目的とした外国語等の印刷物等を作成したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該印刷物を新宿区役所本庁舎1階待合室（以下「待合室」という。）に置くこと。

(2) 当該印刷物等を新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ（以下「プラザ」という。）に送付すること。

- 2 文化観光国際課長は、待合室に置かれた外国語等の印刷物について整理及び保存を行うとともに、プラザに送付された外国語等の印刷物等について管理を行うものとする。
- 3 課長は、文化観光国際課長から要請があったときは、待合室に置き、又はプラザに送付した印刷物等を適宜補充するものとする。

（外国語等の印刷物等の活用）

第6条 前条に定めるもののほか、課長は、外国人への情報提供等を目的として作成した外国語等の印刷物等について、当該課のカウンターに置く等、当該印刷物等があることをわかりやすく明示し、その積極的な活用を図るものとする。

- 2 文化観光国際課長は、外国語等印刷物等台帳の内容について、一覧を作成し、及び外国語版の区のホームページに掲載するものとする。

（調査、報告の聴取等）

第7条 文化観光国際課長は、外国語等の印刷物等について、ガイドラインに定める表記に適合しているか、定期的に調査を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、文化観光国際課長は、必要があると認めるときは、課長に対し、外国語等の印刷物等の作成等の状況について必要な調査を行い、及び報告を求めることができる。

（連絡会議）

第8条 外国人への情報提供等を効果的に行い、ガイドラインの持続的な実効性の確保に資するため、外国人への情報提供に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議の庶務は、地域文化部文化観光国際課が担当する。
- 3 前項に定めるもののほか、連絡会議の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（外郭団体への要請）

第9条 区長は、区が出資する法人又は団体に対し、この要綱の趣旨にのっとりその作成する外国語等の印刷物等を取り扱うよう要請することができる。

（通則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、外国語等の印刷物等の作成、配布、保存その他の取扱いに関しては、新宿区印刷物取扱要綱（平成11年3月16日付け10新企企第1052号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(第1号様式)

外国語等印刷物等作成報告書

地域文化部 文化観光国際課長 殿

年 月 日

部 課長	作成主管課・担当者		
	部	課	係
	担当者:		電話番号(内線):
1 名称			
2 作成目的			
3 印刷物等の種類	① 事務事業に関する概要書等 ② 調査・計画・研究結果報告書等 ③ 事務事業に関する手続書 ④ 事務事業、施策等周知用冊子・広報紙類 ⑤ 各種地図類 ⑥ 区の歴史、文化等に関する書物 ⑦ パンフレット、リーフレット等の簡易なチラシ類 ⑧ DVD、ビデオ等の映像資料		
4 作成周期	今年度のみ 毎年 隔年 その他()		
5 作成言語	①日本語ルビ付 ②英語 ③中国語 ④ハングル ⑤その他()		
6 作成部数(言語別)	①日本語ルビ付 _____ 部 ②英語 _____ 部 ③中国語 _____ 部 ④ハングル _____ 部 その他()		
7 配布先及び 配布部数	① 新宿区役所本庁舎1階待合室 _____ 部 ② 新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ _____ 部 ③ 上記2箇所での配布を希望しない。 (理由:)		

供 覧	文化観光 国際課長				入力

別添1 区施設外国語表記一覧

1 庁舎

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
新宿区役所本庁舎	Shinjuku City Office Main Building	新宿区政府本庁舎	신주쿠 구청 본청사
新宿区役所第一分庁舎	Shinjuku City Office Annex 1	新宿区政府第一分庁舎	신주쿠 구청 다이이치 분청사
新宿区役所第二分庁舎	Shinjuku City Office Annex 2	新宿区政府第二分庁舎	신주쿠 구청 다이이치 분청사
新宿区役所第二分庁舎分館	Shinjuku City Office New Wing of Annex 2	新宿区政府第二分庁舎分館	신주쿠 구청 다이이치 분청사 분관
東部工事事務所	Tobu Public Works Office	東部工事事務所	동부 공사 사무소
東部公園事務所	Tobu Park Office	東部公園事務所	동부 공원 사무소
西部工事事務所	Seibu Public Works Office	西部工事事務所	서부 공사 사무소
西部公園事務所	Seibu Park Office	西部公園事務所	서부 공원 사무소
新宿中央公園事務所	Shinjuku Chuo Park Office	新宿中央公園事務所	신주쿠 추오우 공원 사무소
新宿清掃事務所	Shinjuku Waste Collection Office	新宿清掃事務所	신주쿠 청소 사무소
新宿東清掃センター	Shinjuku-Higashi Waste Collection Center	新宿東清掃中心	신주쿠 히가시 청소센터
歌舞伎町清掃センター	Kabukicho Waste Collection Center	歌舞伎町清掃中心	카부키초 청소센터
新宿中継所	Shinjuku Waste Station	新宿中継站	신주쿠 중계소

2 特別出張所

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
四谷特別出張所	Yotsuya Branch Office	四谷特別办事处	요츠야 특별 출장소
笹筒特別出張所	Tansumachi Branch Office	笹筒特別办事处	탄스마치 특별 출장소
榎町特別出張所	Enokicho Branch Office	榎町特別办事处	에노키초 특별 출장소
若松町特別出張所	Wakamatsucho Branch Office	若松町特別办事处	와카마츠초 특별 출장소
大久保特別出張所	Okubo Branch Office	大久保特別办事处	오오쿠보 특별 출장소
戸塚特別出張所	Totsuka Branch Office	戸塚特別办事处	토츠카 특별 출장소
落合第一特別出張所	Ochiai Daiichi Branch Office	落合第一特別办事处	오치아이 다이이치 특별 출장소
落合第二特別出張所	Ochiai Daini Branch Office	落合第二特別办事处	오치아이 다이이치 특별 출장소
柏木特別出張所	Kashiwagi Branch Office	柏木特別办事处	카시와기 특별 출장소
角筈特別出張所	Tsunohazu Branch Office	角筈特別办事处	츠노하즈 특별 출장소

3 地域センター

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
四谷地域センター	Yotsuya Chiiki Center	四谷地区中心	요츠야 지역센터
牛込草薙地域センター	Ushigome Tansu Chiiki Center	牛込草薙地区中心	우시고메 탄스 지역센터
榎町地域センター	Enokicho Chiiki Center	榎町地区中心	에노키초 지역센터
若松地域センター	Wakamatsu Chiiki Center	若松地区中心	와카마츠 지역센터
大久保地域センター	Okubo Chiiki Center	大久保地区中心	오오쿠보 지역센터
戸塚地域センター	Totsuka Chiiki Center	戸塚地区中心	토츠카 지역센터
落合第一地域センター	Ochiai Daiichi Chiiki Center	落合第一地区中心	오치아이 다이이치 지역센터
落合第二地域センター	Ochiai Daini Chiiki Center	落合第二地区中心	오치아이 다이이치 지역센터
柏木地域センター	Kashiwagi Chiiki Center	柏木地区中心	카시와기 지역센터
角筈地域センター	Tsunohazu Chiiki Center	角筈地区中心	츠노하즈 지역센터

4 区民ホール

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガル
四谷区民ホール	Yotsuya Kumin Hall	四谷区民礼堂	요즈야 구민홀
牛込草苜区民ホール	Ushigome Tansu Kumin Hall	牛込草苜区民礼堂	우시고메 탄스 구민홀
角筭区民ホール	Tsunohazu Kumin Hall	角筭区民礼堂	초노하즈 구민홀
新宿文化センター	Shinjuku Bunka Center	新宿文化中心	신주쿠 문화센터

5 区民保養所等

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガル
箱根つづじ荘	Hakone Tsutsuji-so	箱根杜鵑花庄	히코네 츠즈지소우
グリーンヒルハケ岳	Green Hill Yatsugatake	八岳綠色山丘	그린힐 야츠가타케
女神湖高原学園	Megamiko Kogen Gakuen	女神湖高原学院	메가미호 고원학원

6 消費生活センター等

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガル
新宿消費生活センター	Shinjuku Consumer Life Center	新宿消費生活中心	신주쿠 소비생활센터
新宿消費生活センター分館	Shinjuku Consumer Life Center Annex	新宿消費生活中心分館	신주쿠 소비생활센터 분관
男女共同参画推進センター	Gender Equality Promotion Center	男女共同参与推進中心	남녀공동참여 추진센터
新宿リサイクル活動センター	Shinjuku Recycling Center	新宿再生利用活动中心	신주쿠 재활용 활동센터

7 しんじゅく多文化共生プラザ

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガル
しんじゅく多文化共生プラザ	Shinjuku Multicultural Plaza	新宿多文化交流广场	신주쿠 다문화 공생 플라자

8 産業会館

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガル
産業会館(BIZ新宿)	Municipal Industrial Hall (BIZ Shinjuku)	产业会馆 (BIZ新宿)	산업회관(BIZ 신주쿠)

9 児童館

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガル
早稲田南町児童館	Waseda Minamicho Children's Hall	早稻田南町児童館	와세다 미나미초 아동관
西新宿児童館	Nishi-Shinjuku Children's Hall	西新宿児童館	니시 신주쿠 아동관
本塩町児童館	Honshiocho Children's Hall	本塩町児童館	혼시오초 아동관
東五軒町児童館	Higashi-Gokencho Children's Hall	東五軒町児童館	히가시 고겐초 아동관
北山伏児童館	Kita-Yamabushi Children's Hall	北山伏児童館	키타 야마부시 아동관
中町児童館	Nakamachi Children's Hall	中町児童館	나카마치 아동관
薬王寺児童館	Yakuoji Children's Hall	薬王寺児童館	야쿠오지 아동관
富久町児童館	Tomhisacho Children's Hall	富久町児童館	토미히사초 아동관
戸山児童館	Toyama Children's Hall	戸山児童館	토야마 아동관
大久保児童館	Okubo Children's Hall	大久保児童館	오오쿠보 아동관
百人町児童館	Hyakunincho Children's Hall	百人町児童館	하쿠닌초 아동관
高田馬場第一児童館	Takadanobaba Daiichi Children's Hall	高田马场第一児童館	타카다노바바 다이이치 아동관
高田馬場第二児童館	Takadanobaba Dairi Children's Hall	高田马场第二児童館	타카다노바바 다이이 아동관
上落合児童館	Kami-Ochiai Children's Hall	上落合児童館	카미 오치아이 아동관
西落合児童館	Nishi-Ochiai Children's Hall	西落合児童館	니시 오치아이 아동관
中井児童館	Nakai Children's Hall	中井児童館	나카이 아동관

15 高齢者総合相談センター

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
新宿区役所高齢者総合相談センター	Shinjuku City Office General Consultation Center for the Elderly	新宿区 政府 高齢者 総合 咨询 中心	신주쿠 구청 고령자 종합상담센터
四谷高齢者総合相談センター	Yotsuya General Consultation Center for the Elderly	四谷 高齢者 総合 咨询 中心	요초야 고령자 종합상담센터
笹野町高齢者総合相談センター	Tanumachi General Consultation Center for the Elderly	笹野町 高齢者 総合 咨询 中心	탄스마치 고령자 종합상담센터
榎町高齢者総合相談センター	Enokicho General Consultation Center for the Elderly	榎町 高齢者 総合 咨询 中心	에노키초 고령자 종합상담센터
若松町高齢者総合相談センター	Wakamatsucho General Consultation Center for the Elderly	若松町 高齢者 総合 咨询 中心	와카마츠초 고령자 종합상담센터
大久保高齢者総合相談センター	Okubo General Consultation Center for the Elderly	大久保 高齢者 総合 咨询 中心	오오쿠보 고령자 종합상담센터
戸塚高齢者総合相談センター	Totsuka General Consultation Center for the Elderly	戸塚 高齢者 総合 咨询 中心	토츠카 고령자 종합상담센터
落合第一高齢者総合相談センター	Ochiai Daiichi General Consultation Center for the Elderly	落合 第一 高齢者 総合 咨询 中心	오치아이 다이イチ 고령자 종합상담센터
落合第二高齢者総合相談センター	Ochiai Daini General Consultation Center for the Elderly	落合 第二 高齢者 総合 咨询 中心	오치아이 다이ニ 고령자 종합상담센터
柏木・角晋高齢者総合相談センター	Kashiwagi and Tsunohazu General Consultation Center for the Elderly	柏木・角 晋 高齢者 総合 咨询 中心	카시와기・츠노하즈 고령자 종합상담센터

16 高齢者在宅サービスセンター

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
高齢者在宅サービスセンターあかね苑	At-home Service Center for the Elderly Akane-en	高齢者 上门 服务 中心 茜苑	고령자 재택서비스센터 아카네엔
細工町高齢者在宅サービスセンター	Saikumachi At-home Service Center for the Elderly	細工町 高齢者 上门 服务 中心	사이쿠마치 고령자 재택서비스센터
若葉高齢者在宅サービスセンター	Wakaba At-home Service Center for the Elderly	若叶 高齢者 上门 服务 中心	와카바 고령자 재택서비스센터
中落合高齢者在宅サービスセンター	Naka-Ochiai At-home Service Center for the Elderly	中落合 高齢者 上门 服务 中心	나카 오치아이 고령자 재택서비스센터
北新宿高齢者在宅サービスセンター	Kita-Shinjuku At-home Service Center for the Elderly	北新宿 高齢者 上门 服务 中心	키타 신주쿠 고령자 재택서비스센터
百人町高齢者在宅サービスセンター	Hyakunincho At-home Service Center for the Elderly	百人町 高齢者 上门 服务 中心	하쿠닌초 고령자 재택서비스센터
原町高齢者在宅サービスセンター	Haramachi At-home Service Center for the Elderly	原町 高齢者 上门 服务 中心	하라마치 고령자 재택서비스센터
東戸山高齢者在宅サービスセンター	Higashi-Toyama At-home Service Center for the Elderly	东戸山 高齢者 上门 服务 中心	히가시 토야마 고령자 재택서비스센터

17 いきがい館

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
小滝橋いきがい館	Otakibashi Ikigai Hall	小滝桥 人生 价值 馆	오타키바시 이키가이칸

18 高齢者作業所

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
西早稲田高齢者作業所	Nishi-Waseda Workspace for the Elderly	西早稲田 高齢者 作业 所	니시 와세다 고령자 작업소

19 元気館

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
元気館	Genkikan	元 气 馆	겐키칸

20 障害者福祉施設

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
障害者福祉センター	Welfare Center for the Handicapped	残疾人 福利 中心	장애인 복지센터
新宿生活実習所	Shinjuku Practice Space for the Disabled	新宿 生活 实 习 所	신주쿠 생활 실습소
新宿福祉作業所	Shinjuku Workspace for the Disabled	新宿 福利 作业 所	신주쿠 복지 작업소
高田馬場福祉作業所	Takadanobaba Workspace for the Disabled	高田 马 场 福利 作业 所	타카다노바바 복지 작업소

21 心身障害者通所訓練施設

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
あゆみの家	Ayumino-ie	阿尤米之家	아유미노이에

22 子ども発達センター

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
子ども発達センター	Children's Development Center	儿童发育中心	어린이 발달센터

23 母子生活支援施設

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
かしわヴィレッジ	Kashiwa Village	柏叶勒基	카시와 빌리지

24 その他の福祉関連施設

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
新宿区勤労者・仕事支援センター	Shinjuku Labor Support Center	新宿区劳动者、工作援助中心	신주쿠구 근로자·취로지원센터
新宿区社会福祉協議会	Shinjuku Social Welfare Conference	新宿区社会福利协议会	신주쿠구 사회복지협의회
新宿区社会福祉事業団	Shinjuku City Social Welfare Service Corporation	新宿区社会福利事业团	신주쿠구 사회복지사업단
新宿区シルバー人材センター	Shinjuku Silver Center	新宿区老人人人材中心	신주쿠구 실버 인재센터

25 区立保育園

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
戸山第一保育園	Toyama Daiichi Nursery School	戸山第一保育園	토야마 다이이치 보육원
弁天町保育園	Bentencho Nursery School	辯天町保育園	벤텐초 보육원
大久保第一保育園	Okubo Daiichi Nursery School	大久保第一保育園	오오쿠보 다이이치 보육원
高田馬場第一保育園	Takadanobaba Daiichi Nursery School	高田马场第一保育園	타카다노바바 다이이치 보육원
中井保育園	Nakai Nursery School	中井保育園	나카이 보육원
東五軒町保育園	Higashi-Gokencho Nursery School	东五軒第一保育園	히가시 고겐초 보육원
北新宿第一保育園	Kita-Shinjuku Daiichi Nursery School	北新宿第一保育園	키타 신주쿠 다이이치 보육원
長延保育園	Choen Nursery School	长延保育園	초엔 보육원
西新宿保育園	Nishi-Shinjuku Nursery School	西新宿保育園	니시 신주쿠 보육원
大久保第二保育園	Okubo Daini Nursery School	大久保第二保育園	오오쿠보 다이이치 보육원
中落合第一保育園	Naka-Ochiai Daiichi Nursery School	中落合第一保育園	나카 오치아이 다이이치 보육원
西早稲田保育園	Nishi-Waseda Nursery School	西早稻田保育園	니시 와세다 보육원
信濃町保育園	Shinanomachi Nursery School	信浓町保育園	시나노마치 보육원
信濃町保育園 分園	Shinanomachi Nursery School Annex	信浓町保育園分园	시나노마치 보육원 분원
高田馬場第二保育園	Takadanobaba Daini Nursery School	高田马场第二保育園	타카다노바바 다이이치 보육원
戸山第二保育園	Toyama Daini Nursery School	戸山第二保育園	토야마 다이이치 보육원
早稲田南町保育園	Waseda-Minamicho Nursery School	早稻田南町保育園	와세다 미나미초 보육원
西落合保育園	Nishi-Ochiai Nursery School	西落合保育園	니시 오치아이 보육원
戸山第三保育園	Toyama Daisan Nursery School	戸山第三保育園	토야마 다이이치 보육원
百人町保育園	Hyakunincho Nursery School	百人町保育園	하쿠닌초 보육원
新宿第二保育園	Shinjuku Daini Nursery School	新宿第二保育園	신주쿠 다이이치 보육원
中落合第二保育園	Naka-Ochiai Daini Nursery School	中落合第二保育園	나카 오치아이 다이이치 보육원
四谷保育園	Yotsuya Nursery School	四谷保育園	요츠야 보육원
北新宿第二保育園	Kita-Shinjuku Daini Nursery School	北新宿第二保育園	키타 신주쿠 다이이치 보육원
高久町保育園	Tomhisacho Nursery School	高久町保育園	토미히사초 보육원

26 私立保育園

名称(日本語)	英語	中國語	ハンガール
二葉南元保育園	Futaba Nangen Nursery School	二叶南元保育園	후타바난겐 보육원
至誠会保育園	Shiseikai Nursery School	至誠会保育園	시세이카이 보육원
八幡神社保育園	Hachiman-jinja Aikū-en Nursery School	八幡神社保育園	하치만 신사 애육원
よろい保育園	Yoroi Nursery School	兎保育園	요로이 보육원
獅子吼保育園	Shishiku Nursery School	獅子吼保育園	시시쿠 보육원
東京母子愛育会保育園	Tokyo Boshi Aikū-kai Nursery School	東京母子愛育会保育園	도쿄 모자애육회 보육원
新宿成子坂保育園	Shinjuku Narukozaka Aikū-en Nursery School	新宿成子坂保育園	신주쿠 나루코자카 애육원
新栄保育園	Shin-ei Nursery School	新栄保育園	신에이 보육원
エイゼンイ保育園	ABC Nursery School	ABC保育園	ABC 보육원
原町みゆき保育園	Haramachi Miyuki Nursery School	原町米ユキ保育園	하라마치 미유키 보육원
新宿せいが保育園	Shinjuku Seiga Nursery School	新宿塞卡保育園	신주쿠 세이가 보육원
オルト保育園	Ortho Nursery School	欧魯特保育園	오루토 보육원

27 区立幼稚園

名称(日本語)	英語	中國語	ハンガール
津久戸幼稚園	Tsukudo Kindergarten	津久戸幼稚園	츠크도 유치원
江戸川幼稚園	Edogawa Kindergarten	江戸川幼稚園	에도가와 유치원
市谷幼稚園	Ichigaya Kindergarten	市谷幼稚園	이치가야 유치원
早稲田幼稚園	Waseda Kindergarten	早稲田幼稚園	와세다 유치원
鶴巻幼稚園	Tsurumaki Kindergarten	鶴巻幼稚園	츠크마키 유치원
牛込仲之幼稚園	Ushigome Nakano Kindergarten	牛込仲之幼稚園	우시고메 나카노 유치원
富久幼稚園	Tomihisa Kindergarten	富久幼稚園	토미히사 유치원
余丁町幼稚園	Yochomachi Kindergarten	余丁町幼稚園	요초마치 유치원
東戸山幼稚園	Higashi-Toyama Kindergarten	东戸山幼稚園	히가시 토야마 유치원
四谷第六幼稚園	Yotsuya Dairoku Kindergarten	四谷第六幼稚園	요츠야 다이로쿠 유치원
花園幼稚園	Hanazono Kindergarten	花園幼稚園	하니조노 유치원
大久保幼稚園	Okubo Kindergarten	大久保幼稚園	오오쿠보 유치원
戸山幼稚園	Toyama Kindergarten	戸山幼稚園	토야마 유치원
戸塚第一幼稚園	Totsuka Daiichi Kindergarten	户塚第一幼稚園	토츠키카 다이이치 유치원
戸塚第二幼稚園	Totsuka Daini Kindergarten	户塚第二幼稚園	토츠키카 다이이치 유치원
戸塚第三幼稚園	Totsuka Daisan Kindergarten	户塚第三幼稚園	토츠키카 다이이치 유치원
落合第一幼稚園	Ochiai Daiichi Kindergarten	落合第一幼稚園	오치아이 다이이치 유치원
落合第二幼稚園	Ochiai Daini Kindergarten	落合第二幼稚園	오치아이 다이이치 유치원
落合第三幼稚園	Ochiai Daisan Kindergarten	落合第三幼稚園	오치아이 다이이치 유치원
落合第四幼稚園	Ochiai Daiyon Kindergarten	落合第四幼稚園	오치아이 다이이치 유치원
落合第五幼稚園	Ochiai Daigo Kindergarten	落合第五幼稚園	오치아이 다이이치 유치원
落合第六幼稚園	Ochiai Dairoku Kindergarten	落合第六幼稚園	오치아이 다이이치 유치원
淀橋第四幼稚園	Yodobashi Daiyon Kindergarten	淀橋第四幼稚園	요도바시 다이이치 유치원
柏木幼稚園	Kashiwagi Kindergarten	柏木幼稚園	카시와기 유치원
西新宿幼稚園	Nishi-Shinjuku Kindergarten	西新宿幼稚園	니시 신주쿠 유치원
西戸山幼稚園	Nishi-Toyama Kindergarten	西戸山幼稚園	니시 토야마 유치원

28 区立子ども園

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
四谷子ども園	Yotsuya Kodomoen	四合儿童园	요츠야 어린이원
あいじつ子ども園	Aijitsu Kodomoen	爱日儿童园	아이지츠 어린이원

29 私立幼稚園

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
牛込成城幼稚園	Ushigome Seijo Kindergarten	牛込成城幼儿园	우시고메 세이죠 유치원
おおや幼稚園	Ohya Kindergarten	欧雅幼儿园	오오야 유치원
下落合みどり幼稚園	Shimo-Ochiai Midori Kindergarten	下落合绿幼儿园	시모 오치아이 미도리 유치원
戸山幼稚園	Toyama Kindergarten	戸山幼儿园	토야마 유치원
豊多摩幼稚園	Toyotama Kindergarten	丰多摩幼儿园	토요타마 유치원
伸びる会幼稚園	Nobirukai Kindergarten	伸会幼儿园	노비루카이 유치원
目白ヶ丘幼稚園	Mejirogaoka Kindergarten	目白丘幼儿园	메지로가오카 유치원
目白平和幼稚園	Mejiro Heiwa Kindergarten	目白和平幼儿园	메지로 헤이와 유치원
四谷新生幼稚園	Yotsuya Shinsei Kindergarten	四谷新生幼儿园	요츠야 신세이 유치원
淀橋幼稚園	Yodobashi Kindergarten	淀桥幼儿园	요도바시 유치원

30 区立小学校

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
津久戸小学校	Tsukudo Elementary School	津久戸小学	츠크도 초등학교
江戸川小学校	Edogawa Elementary School	江戸川小学	에도가와 초등학교
市谷小学校	Ichigaya Elementary School	市谷小学	이치가야 초등학교
愛日小学校	Aijitsu Elementary School	爱日小学	아이지츠 초등학교
早稲田小学校	Waseda Elementary School	早稻田小学	와세다 초등학교
鶴巻小学校	Tsurumaki Elementary School	鶴巻小学	츠루마키 초등학교
牛込仲之小学校	Ushigome Nakano Elementary School	牛込仲之小学	우시고메 나카노 초등학교
富久小学校	Tomihisa Elementary School	富久小学	토미히사 초등학교
糸丁町小学校	Yochomachi Elementary School	余丁町小学	요초마치 초등학교
東戸山小学校	Higashi-Toyama Elementary School	东戸山小学	히가시 토야마 초등학교
四谷小学校	Yotsuya Elementary School	四谷小学	요츠야 초등학교
四谷第六小学校	Yotsuya Dairoku Elementary School	四谷第六小学	요츠야 다이로쿠 초등학교
花園小学校	Hanazono Elementary School	花园小学	하나조노 초등학교
大久保小学校	Okubo Elementary School	大久保小学	오오쿠보 초등학교
天神小学校	Tenjin Elementary School	天神小学	텐진 초등학교
戸山小学校	Toyama Elementary School	戸山小学	토야마 초등학교
戸塚第一小学校	Totsuka Daiichi Elementary School	戸塚第一小学	토츠카 다이이치 초등학교
戸塚第二小学校	Totsuka Daini Elementary School	戸塚第二小学	토츠카 다이니 초등학교
戸塚第三小学校	Totsuka Daisan Elementary School	戸塚第三小学	토츠카 다이산 초등학교
落合第一小学校	Ochiai Daiichi Elementary School	落合第一小学	오치아이 다이이치 초등학교
落合第二小学校	Ochiai Daini Elementary School	落合第二小学	오치아이 다이니 초등학교
落合第三小学校	Ochiai Daisan Elementary School	落合第三小学	오치아이 다이산 초등학교
落合第四小学校	Ochiai Daiyon Elementary School	落合第四小学	오치아이 다이온 초등학교
落合第五小学校	Ochiai Daigo Elementary School	落合第五小学	오치아이 다이오 초등학교
落合第六小学校	Ochiai Dairoku Elementary School	落合第六小学	오치아이 다이로쿠 초등학교
淀橋第四小学校	Yodobashi Daiyon Elementary School	淀桥第四小学	요도바시 다이온 초등학교
柏木小学校	Kashiwagi Elementary School	柏木小学	카시와기 초등학교

西新宿小学校	Nishi-Shinjuku Elementary School	西新宿小学	니시 신주쿠 초등학교
西戸山小学校	Nishi-Toyama Elementary School	西戸山小学	니시 토야마 초등학교

31 区立中学校

名称(日本語)	英語	中国語	ハングル
牛込第一中学校	Ushigome Daiichi Junior High School	牛込第一中学	우시고메 다이이치 중학교
牛込第二中学校	Ushigome Daini Junior High School	牛込第二中学	우시고메 다이이치 중학교
牛込第三中学校	Ushigome Daisan Junior High School	牛込第三中学	우시고메 다이이치 중학교
四谷中学校	Yotsuya Junior High School	四谷中学	요츠야 중학교
西早稲田中学校	Nishi-Waseda Junior High School	西早稲田中学	니시 와세다 중학교
落合中学校	Ochiai Junior High School	落合中学	오치아이 중학교
落合第二中学校	Ochiai Daini Junior High School	落合第二中学	오치아이 다이이치 중학교
西新宿中学校	Nishi-Shinjuku Junior High School	西新宿中学	니시 신주쿠 중학교
新宿中学校	Shinjuku Junior High School	新宿中学	신주쿠 중학교
西戸山中学校	Nishi-Toyama Junior High School	西戸山中学	니시 토야마 중학교
西戸山第二中学校	Nishi-Toyama Daini Junior High School	西戸山第二中学	니시 토야마 다이이치 중학교

32 特別支援学校

名称(日本語)	英語	中国語	ハングル
新宿養護学校	Shinjuku Municipal School for Disabled Children	新宿養护学校	신주쿠 양호학교

33 特別支援学級

名称(日本語)	英語	中国語	ハングル
若竹学級	Wakatake Class	若竹班	와카타케 학급
若草学級	Wakakusa Class	若草班	와카쿠사 학급
新苑学級	Shin-en Class	新苑班	신엔 학급
青空学級	Aozora Class	青空班	아오조라 학급
生活学級	Seikatsu Class	生活班	세이카츠 학급
若葉学級	Wakaba Class	若葉班	와카바 학급
柏葉学級	Kashiwaba Class	柏葉班	히쿠요우 학급
新苑学級	Shin-en Class	新苑班	신엔 학급
E組	Class E	E組	E반
若草学級	Wakakusa Class	若草班	와카쿠사 학급
赤土学級	Sekido Class	赤土班	아카츠치 학급

34 教育文化施設

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
女神湖高原学園	Megamiko Kogen School	女神湖高原学園	메가미호 고원학원
教育センター	Education Center	教育中心	교육센터
三栄町生涯学習館	San-eicho Lifelong Learning Hall	三栄町生涯学習館	산에이초 생애학습관
赤城生涯学習館	Akagi Lifelong Learning Hall	赤城生涯学習館	아카기 생애학습관
戸山生涯学習館	Toyama Lifelong Learning Hall	戸山生涯学習館	토야마 생애학습관
北新宿生涯学習館	Kita-Shinjuku Lifelong Learning Hall	北新宿生涯学習館	키타 신주쿠 생애학습관
住吉町生涯学習館	Sumiyoshicho Lifelong Learning Hall	住吉町生涯学習館	스미요시초 생애학습관
西戸山生涯学習館	Nishi-Toyama Lifelong Learning Hall	西戸山生涯学習館	니시 토야마 생애학습관
区民ギャラリー	Kumin Gallery	区民画廊	구민 갤러리
ギャラリー「オーガード」みるく	Gallery O-Guard "Mirukku"	大鉄路画廊“米鲁克”	갤러리 오가드 "미룩쿠"
新宿歴史博物館	Shinjuku Historical Museum	新宿歴史博物館	신주쿠 역사 박물관
林美子記念館	Hayashi Fumiko Memorial Hall	林美子記念館	하야시 후미코 기념관
中央図書館	Chuo Library	中央図書館	쥬오우 도서관
こども図書館	Children's Library	児童図書館	어린이 도서관
区役所内分室	Chuo Library City Office Annex	区政府内分室	구청 내 분실
四谷図書館	Yotsuya Library	四谷図書館	요즈야 도서관
鶴巻図書館	Tsurumaki Library	鶴巻図書館	츠루마키 도서관
西落合図書館	Nishi-Ochiai Library	西落合図書館	니시 오치아이 도서관
戸山図書館	Toyama Library	戸山図書館	토야마 도서관
北新宿図書館	Kita-Shinjuku Library	北新宿図書館	키타 신주쿠 도서관
中町図書館	Nakamachi Library	中町図書館	나카마치 도서관
角筈図書館	Tsunohazu Library	角筈図書館	츠노하즈 도서관
大久保図書館	Okubo Library	大久保図書館	오오쿠보 도서관

35 ミニ博物館

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
染の里二葉苑	Some-no-Sato Futaba-en	染之里二叶苑	소메노사토 후타바엔
須賀神社三十六歌仙絵	Suga-jinja Shrine Sanju-Rokkassen-e	須賀神社三十六歌仙絵	스가 신사 신쥬유키센에
つまかさし博物館	Tsumami-Kanzashi Museum	雕花发夹博物馆	츠마미 칸자시 박물관
十二社熊野神社の文化財	Juniso Kumano-jinja Shrine Cultural Asset	十二社熊野神社之文化遗产	쥬니소 쿠마노 신사 문화재
内藤新宿太宗寺の文化財	Naito Shinjuku Taiso-ji Temple Cultural Asset	内藤新宿太宗寺之文化遗产	나이토우 신주쿠 타이소우지 문화재
目白学園遺跡	Mejiro Gakuen Remnant	目白学園遗迹	메지로 학원 유적
東京染ものがたり博物館	Tokyo Somemonogatari Museum	东京染之物语博物馆	도쿄 소메모노가타리 박물관

36. 体育施設

名称(日本語)	英語	中國語	ハンガール
新宿スポーツセンター	Shinjuku Sports Center	新宿体育中心	신주쿠 스포츠센터
新宿コスミックスポーツセンター	Shinjuku Cosmic Sports Center	新宿コスミック体育中心	신주쿠 코스믹 스포츠센터
大久保スポーツプラザ	Okubo Sports Plaza	大久保体育中心	오오쿠보 스포츠 플라자
西戸山公園野球場	Nishi-Toyama Park Baseball Field	西戸山公園野球場	니시 토야마 공원 야구장
落合中央公園野球場	Ochiai Chuo Park Baseball Field	落合中央公園野球場	오치아이 추오우 공원 야구장
西落合公園少年野球場	Nishi-Ochiai Park Youth Baseball Field	西落合公園少年野球場	니시 오치아이 공원 소년 야구장
甘泉園公園庭球場	Kansen-en Park Tennis Courts	甘泉園公園庭球場	칸센엔 공원 테니스장
西落合公園庭球場	Nishi-Ochiai Park Tennis Courts	西落合公園庭球場	니시 오치아이 공원 테니스장
落合中央公園庭球場	Ochiai Chuo Park Tennis Courts	落合中央公園庭球場	오치아이 추오우 공원 테니스장
大久保スポーツプラザ庭球場	Okubo Sports Plaza Tennis Courts	大久保体育中心庭球場	오오쿠보 스포츠 플라자 테니스장
北新宿多目的運動広場	Kita-Shinjuku Multipurpose Athletic Square	北新宿多目的運動広場	키타 신주쿠 다목적 운동광장
戸山多目的運動広場	Toyama Multipurpose Athletic Square	戸山多目的運動広場	토야마 다목적 운동광장
妙正寺川公園運動広場	Myoshojigawa Park Athletic Square	妙正寺川公園運動広場	묘우쇼우지가와 공원 운동광장
千代田区立外濠公園運動広場	Chiyoda Municipal Sotobori Park Athletic Square	千代田区立外濠公園運動広場	치요다 구립 소토보리 공원 운동광장

37. 保健所等

名称(日本語)	英語	中國語	ハンガール
新宿区保健所	Shinjuku Public Health Center	新宿区保健所	신주쿠 보건소
牛込保健センター	Ushigome Public Health Center	牛込保健中心	우시고메 보건센터
四谷保健センター	Yotsuya Public Health Center	四谷保健中心	요츠야 보건센터
西新宿保健センター	Nishi-Shinjuku Public Health Center	西新宿保健中心	니시 신주쿠 보건센터
落合保健センター	Ochiai Public Health Center	落合保健中心	오치아이 보건센터
区民健康センター	Residents' Health Center	区民健康中心	주민건강센터

38. 避難場所

名称(日本語)	英語	中國語	ハンガール
迎賓館一帯	Geihinkan and neighboring region	迎賓館一帯	영빈관 일대
戸山公園一帯	Toyama Park and neighboring region	戸山公園一帯	토야마 공원 일대
明治神宮外苑地区	Meiji Jingu Gaien area	明治神宮外苑地区	메이지 진구우 가이엔 지구
新宿御苑	Shinjuku Gyoen National Garden	新宿御苑	신주쿠 교엔
新宿中央公園・高層ビル郡一帯	Shinjuku Chuo Park and neighboring region with skyscrapers	新宿中央公園・高層樓宇群一帯	신주쿠 추오우 공원・고층 빌딩군 일대
百人町三・四丁目地区	Hyakumin-cho Sancho and Yoncho me area	百人町三、四丁目地区	하쿠닌쵸 산・온쵸메 지구
後楽園一帯	Korakuen and neighboring region	后乐园一帯	코라쿠엔 일대
哲学堂公園一帯	Tetsugakudo Park and neighboring region	哲学堂公園一帯	테츠가쿠도우 공원 일대
学習院大学	Gakushuin University	学习院大学	가쿠슈인 대학
早稲田大学早稲田キャンパス一帯	Waseda University Waseda Campus and neighboring region	早稲田大学早稲田校区一帯	와세다 대학 와세다 캠퍼스 일대
落合水再生センター(落合中央公園部分)	Ochiai Water Reclamation Center (Ochiai Chuo Park Area)	落合水再生中心(落合中央公園部分)	오치아이 물재생센터(오치아이 추오우 공원 부분)
地区内残留・西新宿地区	Stay-in area (Nishi-Shinjuku area)	地区内残留、西新宿地区	지구 내 잔류・니시 신주쿠 지구

39. 防災センター

名称(日本語)	英語	中國語	ハンガール
新宿区立防災センター	Shinjuku Municipal Disaster Prevention Center	新宿区立防災中心	신주쿠 구립 방재센터

40 環境学習関連施設

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
環境学習情報センター	Environmental Studies and Information Center	环境学习信息中心	환경학습정보센터

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
41 資源化関連施設			
新宿リサイクル活動センター	Shinjuku Recycling Center	新宿再生利用活动中心	신주쿠 재활용 활동센터
若宮町ストックヤード	Wakamiyacho Stock Yard	若宮町儲存場	와카미야초 스톡야드

42 区立公園

名称(日本語)	英語	中国語	ハンガール
牛込弁天公園	Ushigome Benten Park	牛込弁天公園	우시고메 벤텐 공원
白銀公園	Shirogane Park	白銀公園	시로가네 공원
若葉公園	Wakaba Park	若葉公園	와카바 공원
愛住公園	Aizumi Park	愛住公園	아이즈미 공원
大久保公園	Okubo Park	大久保公園	오오쿠보 공원
四谷見附公園	Yotsuya Mitsuke Park	四谷見附公園	요츠야 미츠키 공원
西大久保公園	Nishi-Okubo Park	西大久保公園	니시 오오쿠보 공원
三栄公園	San-ei Park	三栄公園	산에이 공원
須賀公園	Suga Park	須賀公園	스가 공원
西戸山公園	Nishi-Toyama Park	西戸山公園	니시 토야마 공원
花園東公園	Hanazono-Higashi Park	花園東公園	하나조노 히가시 공원
花園公園	Hanazono Park	花園公園	하나조노 공원
新宿公園	Shinjuku Park	新宿公園	신주쿠 공원
歌舞伎町公園	Kabukicho Park	歌舞伎町公園	카부키초 공원
柏木公園	Kashiwagi Park	柏木公園	카시와기 공원
鶴巻南公園	Tsurumaki-Minami Park	鶴巻南公園	츠루마키 미나미 공원
神田上水公園	Kanda Josui Park	神田上水公園	칸다 죠스이 공원
大東橋公園	Daitobashi Park	大東橋公園	다이토우바시 공원
落合公園	Ochiai Park	落合公園	오치아이 공원
上落合公園	Kami-Ochiai Park	上落合公園	카미 오치아이 공원
八幡公園	Hachiman Park	八幡公園	하치만 공원
北柏木公園	Kita-Kashiwagi Park	北柏木公園	키타 카시와기 공원
花園西公園	Hanazono-Nishi Park	花園西公園	하나조노 니시 공원
西落合公園	Nishi-Ochiai Park	西落合公園	니시 오치아이 공원
下落合公園	Shimo-Ochiai Park	下落合公園	시모 오치아이 공원
新小川公園	Shin-Ogawa Park	新小川公園	신오가와 공원
若葉東公園	Wakaba-Higashi Park	若葉東公園	와카바 히가시 공원
みなみもと町公園	Minami-Motomachi Park	南元町公園	미나미모토마치 공원
大久保北公園	Okubo-Kita Park	大久保北公園	오오쿠보 키타 공원
加賀公園	Kaga Park	加賀公園	카가 공원
戸塚公園	Totsuka Park	戸塚公園	토츠카 공원
矢来公園	Yarai Park	矢来公園	아라이 공원
おとめ山公園	Otomeyama Park	御留山公園	오토메야마 공원
甘泉園公園	Kansen-en Park	甘泉園公園	칸센엔 공원
諏訪公園	Suwa Park	諏訪公園	스와 공원
高田馬場駅前公園	Takadanobaba Ekimae Park	高田馬場駅前公園	타카다노바바역 앞 공원

上落合西公園	Kami-Ochiai-Nishi Park	上落合西公園	카미 오치아이 니시 공원
落合中央公園	Ochiai Chuo Park	落合中央公園	오치아이쥬오우 공원
戶山東公園	Toyama-Higashi Park	戶山東公園	토야마 히가시 공원
住吉公園	Sumiyoshi Park	住吉公園	스미요시 공원
清水川橋公園	Shimizugawabashi Park	清水川橋公園	시미즈가와바시 공원
葛ヶ谷公園	Kuzugaya Park	葛ヶ谷公園	쿠즈가야 공원
東大久保公園	Higashi-Okubo Park	東大久保公園	히가시 오오쿠보 공원
新宿遊歩道公園	Shinjuku Yuhodo Park	新宿遊歩道公園	신주쿠 유우호도우 공원
東五軒公園	Higashi-Goken Park	東五軒公園	히가시 고겐 공원
諏訪の森公園	Suwanomori Park	諏訪の森公園	스와노모리 공원
佐伯公園	Saeki Park	佐伯公園	사에키 공원
新宿中央公園	Shinjuku Chuo Park	新宿中央公園	신주쿠쥬오우 공원
荒井山公園	Araiyama Park	荒井山公園	아라이야마 공원
漱石公園	Soseki Park	漱石公園	소세키 공원
早稲田公園	Waseda Park	早稲田公園	와세다 공원
仲之公園	Nakano Park	仲之公園	나카노 공원
宮田橋公園	Miyatabashi Park	宮田橋公園	미야타바시 공원
もとまち公園	Motomachi Park	元町公園	모토마치 공원
蜀江坂公園	Shokkozaka Park	蜀江坂公園	쇼코자카 공원
山伏公園	Yamabushi Park	山伏公園	야마부시 공원
榎町公園	Enokicho Park	榎町公園	에노키초 공원
中落合公園	Naka-Ochiai Park	中落合公園	나카 오치아이 공원
大京公園	Daikyo Park	大京公園	다이쿄우 공원
西坂公園	Nishizaka Park	西坂公園	니시자카 공원
西落合北公園	Nishi-Ochiai-Kita Park	西落合北公園	니시 오치아이 키타 공원
西落合東公園	Nishi-Ochiai-Higashi Park	西落合東公園	니시 오치아이 히가시 공원
抜弁天北公園	Nukebenten-Kita Park	抜弁天北公園	누케벤텐 키타 공원
原町公園	Haramachi Park	原町公園	하라마치 공원
まつ川公園	Matsukawa Park	松川公園	마츠가와 공원
北新宿公園	Kita-Shinjuku Park	北新宿公園	키타 신주쿠 공원
中町公園	Nakamachi Park	中町公園	나카마치 공원
大久保三角公園	Okubo Sankaku Park	大久保三角公園	오오쿠보 산카쿠 공원
小滝公園	Kotaki Park	小滝公園	오타키 공원
荒木公園	Araki Park	荒木公園	아라키 공원
南櫻公園	Minami-Enoki Park	南櫻公園	미나미 에노키 공원
角筥公園	Tsunohazu Park	角筥公園	츠노하즈 공원
妙正寺川公園	Myoshojigawa Park	妙正寺川公園	묘쇼쥬우지가와 공원
納戸町公園	Nandomacchi Park	納戸町公園	난도마치 공원
百二公園	Hyakuni Park	百二公園	하쿠니 공원
藤兵衛公園	Tobe Park	藤兵衛公園	토우베에 공원
高田馬場公園	Takadanobaba Park	高田馬場公園	타카다노바바 공원
左門公園	Samon Park	左門公園	사문 공원
下落合野鳥の森公園	Shimo-Ochiai Yacho-no-Mori Park	下落合野鳥の森公園	시모 오치아이 야초노모리 공원
百人町ふれあい公園	Hyakunincho Fureai Park	百人町交流公園	하쿠닌초 후레아이 공원
小泉八雲記念公園	Koizumi Yakumo Memorial Park	小泉八雲記念公園	코이즈미 야쿠모 기념공원
大日坂公園	Dainichizaka Park	大日坂公園	타이니치자카 공원
若宮公園	Wakamiya Park	若宮公園	와카미야 공원

下落合東公園	Shimo-Ochiai-Higashi Park	下落合東公園	시모 오치아이 히가시 공원
台東すみれ公園	Daimachi Sumire Park	台東紫罗兰公園	다이마치 스미레 공원
きたしん公園	Kitashin Park	北新公園	키타신 공원
中井東公園	Nakai-Higashi Park	中井東公園	나카이 히가시 공원
つくど公園	Tsukudo Park	津久戸公園	츠크도 공원
寺内公園	Jinai Park	寺内公園	지나이 공원
西坂第二公園	Nishizaka Daini Park	西坂第二公園	니시자카 다이니 공원
かば公園	Kaba Park	蒲公園	카바 공원
あかね公園	Akane Park	茜公園	아카네 공원
市谷船河原町公園	Ichigaya Funagawaramachi Park	市谷船河原町公園	이치가야 후나가와라마치 공원
北三もみじ公園	Kitasan Momiji Park	北三紅叶公園	키타산 모미지 공원
富久さくら公園	Tomihisa Sakura Park	富久櫻花公園	토미히사 사쿠라 공원
延寿東流公園	Enju Toru Park	延寿東流公園	엔주토오루 공원

43 兒童遊園

名称(日本語)	英語	中國語	ハングル
あさひ兒童遊園	Asahi Children's Park	朝日兒童樂園	아사히 놀이터
さつき兒童遊園	Satsuki Children's Park	五月兒童樂園	사츠키 놀이터
市谷八幡兒童遊園	Ichigaya Hachiman Children's Park	市谷八幡兒童樂園	이치가야 하치만 놀이터
毘沙門兒童遊園	Bishamon Children's Park	毘沙門兒童樂園	비샤몬 놀이터
かすみ兒童遊園	Kasumi Children's Park	霞兒童樂園	카스미 놀이터
樹箕兒童遊園	Masumi Children's Park	樹箕兒童樂園	마스미 놀이터
内藤兒童遊園	Naito Children's Park	内藤兒童樂園	나이토우 놀이터
富久町兒童遊園	Tomihisacho Children's Park	富久町兒童樂園	토미히사초 놀이터
余丁町兒童遊園	Yochomachi Children's Park	余丁町兒童樂園	요초마치 놀이터
水野原兒童遊園	Mizunohara Children's Park	水野原兒童樂園	미즈노하라 놀이터
さくら兒童遊園	Sakura Children's Park	櫻花兒童樂園	사쿠라 놀이터
西富久兒童遊園	Nishi-Tomihisa Children's Park	西富久兒童樂園	니시 토미히사 놀이터
こぼと兒童遊園	Kobato Children's Park	小鳩兒童樂園	코바토 놀이터
大木戸兒童遊園	Okido Children's Park	大木戸兒童樂園	오오키도 놀이터
天神山兒童遊園	Terjin-yama Children's Park	天神山兒童樂園	텐진야마 놀이터
つづみ兒童遊園	Tsuzumi Children's Park	手鼓兒童樂園	츠즈미 놀이터
曙橋兒童遊園	Akebonobashi Children's Park	曙橋兒童樂園	아케보노바시 놀이터
十二社兒童遊園	Juniso Children's Park	十二社兒童樂園	쥬니소우 놀이터
ひまわり兒童遊園	Himawari Children's Park	向日葵兒童樂園	히마와리 놀이터
みつば兒童遊園	Mitsuba Children's Park	三葉兒童樂園	미츠바 놀이터
ひばり兒童遊園	Hibari Children's Park	云雀兒童樂園	히바리 놀이터
しらゆり兒童遊園	Shirayuri Children's Park	白樺兒童樂園	시라유리 놀이터
みなか兒童遊園	Minaka Children's Park	美仲兒童樂園	미나카 놀이터
みなみ兒童遊園	Minami Children's Park	南兒童樂園	미나미 놀이터
やよい兒童遊園	Yayoi Children's Park	弥生兒童樂園	야요이 놀이터
けやき兒童遊園	Keyaki Children's Park	榉樹兒童樂園	케야키 놀이터
はごろも兒童遊園	Hagoromo Children's Park	羽衣兒童樂園	하고로모 놀이터
みずき兒童遊園	Mizuki Children's Park	灯台樹兒童樂園	미즈키 놀이터
高田馬場第一兒童遊園	Takadanobaba Daiichi Children's Park	高田馬場第一兒童樂園	타카다노바바 다이이치 놀이터
東大久保兒童遊園	Higashi-Okubo Children's Park	東大久保兒童樂園	히가시 오오쿠보 놀이터
なるこ兒童遊園	Naruko Children's Park	成子兒童樂園	나루코 놀이터

わかまつ児童遊園	Wakamatsu Children's Park	若松児童遊園	와카마츠 놀이터
なんど児童遊園	Nando Children's Park	纳户児童遊園	난도 놀이터
すえひろ児童遊園	Suehiro Children's Park	末广児童遊園	스에히로 놀이터
西早稲田児童遊園	Nishi-Waseda Children's Park	西早稲田児童遊園	니시 와세다 놀이터
あかざ児童遊園	Akagi Children's Park	赤城児童遊園	아카기 놀이터
西大久保児童遊園	Nishi-Okubo Children's Park	西大久保児童遊園	니시 오오쿠보 놀이터
中落合西児童遊園	Naka-Ochiai-Nishi Children's Park	中落合西児童遊園	니시 오치아이 니시 놀이터
みやた児童遊園	Miyata Children's Park	米雅達児童遊園	미야타 놀이터
余丁東児童遊園	Yocho-Higashi Children's Park	余丁东児童遊園	요초 히가시 놀이터
あおぎ児童遊園	Aogiri Children's Park	青桐児童遊園	아오기리 놀이터
高田馬場駅西児童遊園	Takanobabaeki-Nishi Children's Park	高田馬場駅西児童遊園	타카다노바바역 니시 놀이터
信濃町児童遊園	Shinanomachi Children's Park	信濃町児童遊園	시나노마치 놀이터
早稲田南町児童遊園	Waseda-Minamicho Children's Park	早稲田南町児童遊園	와세다 미나미초 놀이터
高田馬場第二児童遊園	Takanobaba Daini Children's Park	高田馬場第二児童遊園	타카다노바바 다이니 놀이터
新左門児童遊園	Shin-Samon Children's Park	新左門児童遊園	신사문 놀이터
つつじの里児童遊園	Tsutsuji-no-Sato Children's Park	杜鵑之郷児童遊園	츠츠지노사토 놀이터
出羽坂児童遊園	Dewazaka Children's Park	出羽坂児童遊園	데와자카 놀이터
しんかいばし児童遊園	Shinkaibashi Children's Park	新开桥児童遊園	신카이바시 놀이터
みょうが児童遊園	Myoga Children's Park	茗荷坂児童遊園	묘우가자카 놀이터
よどばし児童遊園	Yodobashi Children's Park	淀桥児童遊園	요도바시 놀이터
大番児童遊園	Oban Children's Park	大番児童遊園	오오반 놀이터
やまぶき児童遊園	Yamabuki Children's Park	山吹児童遊園	야마부키 놀이터
あらぎ児童遊園	Araki Children's Park	荒木児童遊園	아라키 놀이터
かわだ児童遊園	Kawada Children's Park	河田児童遊園	카와다 놀이터
中高久児童遊園	Naka-Tomihisa Children's Park	中高久児童遊園	나카 토미히사 놀이터
よつや児童遊園	Yotsuya Children's Park	四谷児童遊園	요츠야 놀이터
津の守坂児童遊園	Tsunokamizaka Children's Park	津の守坂児童遊園	츠노카미자카 놀이터
みどり児童遊園	Midori Children's Park	緑児童遊園	미도리 놀이터
みずも児童遊園	Mizumo Children's Park	水藻児童遊園	미즈모 놀이터

44 国民公園等

名称(日本語)	英語	中国語	한글
新宿御苑	Shinjuku Gyoen National Garden	新宿御苑	신주쿠 교엔
明治神宮外苑	Meiji Jingu Gaien	明治神宮外苑	메이지 진구우 가이엔

45 都立公園等

名称(日本語)	英語	中国語	한글
戸山公園	Toyama Park	戸山公園	토야마 공원
明治公園	Meiji Park	明治公園	메이지 공원
外濠公園	Sotobori Park	外濠公園	소토보리 공원
哲学堂公園	Tetsugakudo Park	哲学堂公園	테츠가쿠도우 공원

46 その他

名称(日本語)	英語	中国語	한글
区営住宅	Municipal housing	区営住宅	구역 주택
区民住宅	Shinjuku resident housing	区民住宅	주민 주택
事業住宅	Business enterprise housing	事業住宅	사업 주택

多目的環境防災広場	Multipurpose Environment Disaster Prevention Square	多功能环境防灾广场	다목적 환경 방재 광장
防火貯水槽	Fire prevention water storage tank	防火儲水箱	방화 저수조
備蓄倉庫	Storage	备蓄仓库	비축 창고
品目別回収箱設置場所	Installation location of collection box by item	分类回收箱放置场所	품목별 회수함 설치장소
ポケットパーク	Pocket Park	口袋公园	포켓 파크
遊び場	Playground	游乐场	놀이터
公衆便所	Public restroom	公共厕所	공중 화장실
自転車等駐輪場	Parking lots for bicycles and motorcycles	自行车等存车处	자전거 등 주차장
路上自転車等駐輪場	On-street parking spaces for bicycles and motorcycles	马路自行车存车处	노상 자전거 등 주차장
自転車保管場所	Storage places for bicycles	自行车保管场所	자전거 보관장소
自転車等整理区画	Bicycle control area	自行车等定点停放区	자전거 등 정리 구역
自転車等置場	Parking spaces for bicycles and motorcycles	自行车等停放场	자전거 등 보관소

別添2 組織名称外国語表記一覧

名称(日本語)	英語	中国語	ハンゲル
区長室	Mayor's Office	区长室	구청장실
区政情報課	Public Relations Division	区政信息課	구정정보과
広報係	Public Relations Section	広報系	홍보계
広聴担当課	Public Hearing Division	広聴担当課	광청담당과
広聴係	Public Hearing Section	広聴系	광청계
秘書課	Secretarial Division	秘書課	비서관
秘書係	Secretarial Section	秘書系	비서계
特命プロジェクト推進課	Special Project Promotion Division	特命項目推進課	특명 프로젝트 추진과
危機管理課	Security Affairs Division	危機管理課	위기관리과
危機管理係	Security Affairs Section	危機管理系	위기관리계
事業推進係	Service Promotion Section	事業推進系	사업추진계
総合政策部	General Policy Department	綜合政策部	총합정책부
企画政策課	Planning and Policy Division	企画政策課	기획정책과
行政管理課	Administrative Management Division	行政管理課	행정관리과
財政課	Financial Policy Division	財政課	재정과
情報政策課	Information Policy Division	信息政策課	정보정책과
新宿自治創造研究所担当部	Shinjuku Self-Government Creation Institute Department	新宿自治創造研究所担当部	신주쿠 자치창조연구소 담당부
新宿自治創造研究所担当課	Shinjuku Self-Government Creation Institute Division	新宿自治創造研究所担当課	신주쿠 자치창조연구소 담당과
総務部	General Affairs Department	總務部	총무부
総務課	General Affairs Division	總務課	총무과
総務係	General Affairs Section	總務系	총무계
文書法制係	Documents Legislation Section	文書法制系	문서법제계
庁舎管理係	City Office Management Section	庁舎管理系	청사관리계
人事課	Personnel Division	人事課	인사과
人事係	Personnel Section	人事系	인사계
給与係	Salary Section	薪酬系	급여계
福利係	Welfare Section	福利系	복지계
人材育成等担当課	Personnel Training Division	人材培養等担当課	인재육성 등 담당과
契約管財課	Contracts and Asset Management Division	契約管財課	계약관재과
財産管理係	Property Management Section	財産管理系	재산관리계

	契約係	Contracts Section	契約系	계약계
施設課		Facilities Division	施設課	시설과
	營繕計画係	Building Maintenance Planning Section	營繕计划系	영선계획계
	施設保全係	Facility Maintenance Section	施設保全系	시설보전계
	施設第一係	Facility Section No. 1	施設第一系	시설제1계
	施設第二係	Facility Section No. 2	施設第二系	시설제2계
	電気設備係	Electrical Equipment Section	電気設備系	전기설비계
	機械設備係	Machinery Equipment Section	機械設備系	기계설비계
稅務課		Tax Affairs Division	稅務課	세무과
	稅務係	Tax Affairs Section	稅務系	세무계
	課稅調整係	Taxation Coordination Section	課稅調整系	과세조정계
	課稅第一係	Taxation Section No. 1	課稅第一系	과세제1계
	課稅第二係	Taxation Section No. 2	課稅第二系	과세제2계
	收納管理係	Collection Section	收納管理系	수납관리계
	納稅係	Payment Section	納稅系	납세계
地域文化部		Regional and Cultural Affairs Department	地域文化部	지역문화부
		Regional Coordination Division	地區調整課	지역조정과
	管理係	Maintenance Section	管理系	관리계
	統計係	Statistics Section	統計系	통계계
	住居表示係	Address Indication Section	住居表示系	주민표시계
戶籍住民課		Family and Resident Registration Division	戶籍居民課	호적주민과
	調整係	Coordination Section	調整系	조정계
	戶籍係	Family Register Section	戶籍系	호적계
	住民記録係	Resident Registration Section	居民登記系	주민기록계
	外国人登録係	Foreign Resident Registration Section	外国人登記系	외국인등록계
生涯学習コミュニティ課		Lifelong Learning Community Division	終生學習社區課	생애학습커뮤니티과
	生涯學習コミュニティ係	Lifelong Learning Community Section	終生學習社區系	생애학습커뮤니티계
新宿未來創造財団等担当課		Shinjuku Foundation for Creation of Future Division	新宿未來創造財団等担当課	신주쿠 미래창조재단 등 담당과
文化觀光國際課		Culture, Tourism and International Affairs Division	文化觀光國際課	문화관광국제과
	文化觀光國際係	Culture, Tourism and International Affairs Section	文化觀光國際系	문화관광국제계
	文化資源係	Cultural Resource Section	文化資源系	문화자원계
産業振興課		Industry Promotion Division	産業振興課	산업진흥과
	産業振興係	Industry Promotion Section	産業振興系	산업진흥계

消費者支援等担当課	Consumer Support Division	消費者援助等担当課	소비자지원 등 담당과
	Consumer Life Section	消費生活系	소비생활계
	Employment Support Section	就職援助系	취로지원계
勤勞者・仕事支援センター担当課	Shinjuku Labor Support Center Division	労働者・工作援助中心担当課	근로자・취로지원센터 담당과
福祉部(福祉事務所)	Social Welfare Department (Social Welfare Office)	福祉部(福祉事務所)	복지부(복지사무소)
地域福祉課	Community Welfare Division	地区福祉課	지역복지과
	Welfare Planning Section	福利计划系	복지계획계
	Welfare Facility Section	福利施設系	복지시설계
障害者福祉課	Welfare Division for Disabled Persons	残疾人福利課	장애인복지과
	Welfare Promotion Section	福利推進系	복지추진계
	Service Guidance Section	事業指導系	사업지도계
	Consultation and Support Section	咨询援助系	상담지원계
	Accounting Section	财务系	경리계
あゆみの家	Ayumino-te	阿尤米之家	아유미노이에
	Management Section	运营系	운영계
	Adult Support Section	成人援助系	성인지원계
高齢者サービス課	Senior Citizens' Service Division	高齢者サービス課	고령자서비스과
	Service Section	サービス系	서비스계
	Senior Citizen's Consultation Section	高齢者相談係	고령자상담계
	Long-term Care and Wellness Section	介護予防係	개호예방계
	Total Living Section	いきがい係	이키가이계
介護保険課	Long Term Care Insurance Division	看护保険課	개호보험과
	Promotion Section	推進係	추진계
	Eligibility Section	資格係	자격계
	Approval Section No.1	認定第一係	인정제1계
	Approval Section No.2	認定第二係	인정제2계
	Guidance Section	指導係	지도계
	Benefits Section	給付係	급부계
生活福祉課	Welfare Division	生活福祉課	생활복지과
	General Affairs Section	庶務係	서무계
	Consultation Section	相談係	상담계
	Health Section	医療係	의료계
	Self-reliance Support Section	自立支援係	자립지원계

	施設援護係	Facility Assistance Section	施設援護系	시설원호계
保護担当課		Protection Division	保护担当课	보호담당과
	生活福祉第一係	Welfare Section No. 1	生活福利第一系	생활복지제1계
	生活福祉第二係	Welfare Section No. 2	生活福利第二系	생활복지제2계
	生活福祉第三係	Welfare Section No. 3	生活福利第三系	생활복지제3계
	生活福祉第四係	Welfare Section No. 4	生活福利第四系	생활복지제4계
子ども家庭部		Children and Family Department	兒童家庭部	어린이가정부
子ども家庭課		Children and Family Division	兒童家庭課	어린이가정과
	企画係	Planning Section	企画系	기획계
	活動支援係	Activities Support Section	生活援助系	활동지원계
子どもサービス課		Children's Services Division	兒童服務課	어린이서비스과
	事業係	Operations Section	事業系	사업계
	子ども医療・手当係	Children's Medical Care and Allowance Section	兒童醫療、補貼系	어린이 의료·수당계
	育成支援係	Development Assistance Section	培養援助系	육성지원계
保育課		Nursery School Division	保育課	보육과
	保育係	Nursery School Section	保育系	보육계
	運営指導係	Operation Guidance Section	運營指導系	운영지도계
	入園係	Enrollment Section	入園系	입원계
男女共同参画課		Gender Equality Division	男女共同参与課	남녀공동참여과
健康部		Health Department	健康部	건강부
健康推進課		Health Promotion Division	健康推進課	건강추진과
	健康企画係	Health Planning Section	健康企画系	건강기획계
	健康事業係	Health Services Section	健康事業系	건강사업계
	健診係	Health Checkup Section	健診系	건강검진계
	公害保健係	Pollution Health Section	公害保健系	공해보건계
医療保険年金課		Medical Insurance and Pension Division	醫療保險年金課	의료보험연금과
	庶務係	General Affairs Section	庶務系	서무계
	国保資格係	National Health Insurance Eligibility Section	國保資格系	국보자격계
	国保給付係	National Health Insurance Benefits Section	國保給付系	국보급부계
	国保収納係	Collection Section	國保収納系	국보수납계
	納付相談係	Payment Consultation Section	繳納諮詢系	납부상담계
	年金係	Pension Section	年金系	연금계
高齢者医療担当課		Elderly Health Division	高齢者医療担当課	고령자의료담당과

	高齢者医療係	Elderly Health Section	高齢者医療系	고령자의료계
衛生課		Sanitation Division	衛生課	위생과
	管理係	Maintenance Section	管理系	관리계
	食品保健係	Food Sanitation Section	食品保健系	식품보건계
	食品監視第一係	Food Observation Section No. 1	食品監督第一系	식품감시제1계
	食品監視第二係	Food Observation Section No. 2	食品監督第二系	식품감시제2계
	環境衛生第一係	Environment Sanitation Section No. 1	環境衛生第一系	환경위생제1계
	環境衛生第二係	Environment Sanitation Section No. 2	環境衛生第二系	환경위생제2계
	検査係	Testing Section	検査系	검사계
保健予防課		Public Health Promotion and Disease Prevention Division	保健予防課	보건예방과
	予防係	Disease Prevention Section	予防系	예방계
	保健相談係	Health Consultation Section	保健咨詢系	보건상담계
牛込保健センター		Ushigome Public Health Center	牛込保健中心	우시고메 보건센터
	業務係	Operation Section	事務系	업무계
	保健サーブिस係	Health Service Section	保健서비스계	보건서비스계
四谷保健センター		Yotsuya Public Health Center	四谷保健中心	요츠야 보건센터
	業務係	Operation Section	事務系	업무계
	保健サーブिस係	Health Service Section	保健서비스계	보건서비스계
西新宿保健センター		Nishi-Shinjuku Public Health Center	西新宿保健中心	니시 신주쿠 보건센터
	業務係	Operation Section	事務系	업무계
	保健サーブिस係	Health Service Section	保健서비스계	보건서비스계
落合保健センター		Ochiai Public Health Center	落合保健中心	오치아이 보건센터
	業務係	Operation Section	事務系	업무계
	保健サーブिस係	Health Service Section	保健서비스계	보건서비스계
みどり土木部		Greenery Affairs and Civil Engineering Department	綠色土木部	녹지도목부
土木管理課		Civil Engineering Management Division	土木管理課	토목관리과
	管理係	Management Section	管理系	관리계
	占用係	Occupancy Section	占用系	점용계
	用地係	Ground Section	用地系	용지계
道路課		Road Division	道路課	도로과
	計画係	Planning Section	計划系	계획계
	道路設計係	Road Design Section	道路設計系	도로설계계
	工事調整係	Construction Coordination Section	工事調整系	공사조정계

みどり公園課		Greenery Affairs and Parks Division	绿色公園課	녹지공원과
	公園管理係	Parks Management Section	公園管理系	공원관리계
	公園計画係	Parks Planning Section	公園計划系	공원계획계
	みどりの係	Greenery Section	绿色系	녹지계
交通対策課		Traffic Affairs Division	交通対策課	교통대책과
	交通企画係	Traffic Planning Section	交通企画系	교통기획계
	監察指導係	Regulation and Compliance Section	監察指導系	감찰지도계
	自転車対策係	Bicycle Countermeasures Section	自転車対策系	자전거대책계
環境清掃部		Environmental Management Department	環境清掃部	환경청소부
環境対策課		Environmental Quality Division	環境対策課	환경대책과
	環境計画係	Environmental Planning Section	環境計划系	환경계획계
	エコライフ推進係	Eco-Life Promotion Section	环保生活推進系	에코라이프추진계
生活環境課		Life Environment Division	生活環境課	생활환경과
	ごみ減量計画係	Waste Reduction Planning Section	垃圾減量計划系	쓰레기감량계획계
	公害対策係	Pollution Policy Section	公害対策系	공해대책계
	許可指導係	Permission Guidance Section	許可指導系	허가지도계
新宿清掃事務所		Shinjuku Waste Collection Office	新宿清掃事務所	신주쿠 청소 사무소
	管理係	Maintenance Section	管理系	관리계
	事業係	Operations Section	事業系	사업계
	作業係	Work Section	作業系	작업계
	事業系ごみ減量係	Business-Related Waste Reduction Section	事業系垃圾減量系	사업계 쓰레기감량계
都市計画部		Urban Planning Department	都市計划部	도시계획부
都市計画課		Urban Planning Division	都市計划課	도시계획과
	都市計画係	Urban Planning Section	都市計划系	도시계획계
	都市施設係	Urban Facilities Section	都市施設系	도시시설계
景観と地区計画課		Landscape and District Planning Division	景観和地区計划課	경관과 지구계획과
地域整備課		Regional Development Division	地区整備課	지역정비과
建築指導課		Construction Advisory Division	建築指導課	건축지도과
	建築企画係	Construction Planning Section	建築企画系	건축기획계
	監察調査係	Inspection and Investigation Section	監察調査系	감찰조사계
	建築審査係	Construction Screening Section	建築審査系	건축심사계
	構造設備係	Structure and Equipment Section	構造設備系	구조설비계
建築調整課		Town Development Coordination Division	建築調整課	건축조정과

住宅課	Housing Division	住宅課	주택과
	Residence Support Section	居民援助系	거주지원계
	Municipal Housing Maintenance Section	区立住宅管理系	구립주택관리계
會計管理者	Account Manager	會計管理者	회계관리자
會計室	Treasurer's Office	會計室	회계실
	Account Management Section	會計管理系	회계관리계
	Account Screening Section	會計審査系	회계심사계
議會事務局	Secretariat to City Assembly	議會事務局	의회사무국
	Investigation and Maintenance Section	調査管理系	조사관리계
	Proceedings Section	議事系	의사계
監査事務局	Audit Committee Secretariat	監査事務局	감사사무국
選舉管理委員會事務局	Election Committee Secretariat	選舉管理委員會事務局	선거관리위원회 사무국
教育委員會事務局	Board of Education Secretariat	教育委員會事務局	교육위원회 사무국
教育政策課	Educational Policy Division	教育政策課	교육정책과
	Maintenance Section	管理系	관리계
	Planning and Coordination Section	企劃調整系	기획조정계
	Community Family Education Section	地區家庭教育系	지역가정교육계
教育指導課	Educational Guidance Division	教育指導課	교육지도과
	School Personnel Section	教職人員系	교직원계
	Educational Activities Support Section	教育活動援助系	교육활동지원계
學校運營課	School Management Division	學校運營課	학교운영과
	School Management Support Section	學校運營援助系	학교운영지원계
	Students' Health and School Lunch Section	保健伙食系	보건급식계
	Kindergarten Section	幼稚園系	유치원계
教育施設課	Educational Facilities Division	教育施設課	교육시설과
	Facilities Section	施設系	시설계
中央圖書館	Chuo Library	中央圖書館	중앙도서관
	Maintenance Section	管理系	관리계
	Document Section	資料系	자료계
	User Service Section	利用者服務系	이용자서비스계

外国人への情報提供ガイドライン作成に関する検討会設置要領

(設置)

第1条 外国人への情報提供ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の作成に向け、外国人への情報提供における現状と課題を共有し、課題整理と今後の取組みを検討することを目的として、外国人への情報提供ガイドライン作成に関する検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は次に掲げる事項についての課題整理を行う。

- (1) 外国人への情報提供にあたっての基本的な考え方について
- (2) 情報提供にあたっての使用言語について
- (3) 印刷物等の配布場所について
- (4) 各部署の役割分担について
- (5) 表記の方法(留意事項)について
- (6) その他ガイドラインに関して整理すべき事項について

(構成)

第3条 検討会の構成は別表のとおりとする。

- 2 検討会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は地域文化部文化観光国際課長とし、副座長は区長室区政情報課長とする。
- 4 座長は検討会を主宰する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 座長は必要に応じ、その指名する者を構成員とすることができる。

(召集)

第4条 検討会は座長が召集する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は地域文化部文化観光国際課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成21年9月7日から施行する。

別表 外国人への情報提供ガイドライン検討会委員一覧

NO	氏名	所属	備考
1	山田 秀之	文化観光国際課長	座長
2	橋口 敏男	区政情報課長	副座長
3	藤牧 功太郎	企画政策課長	
4	木全 和人	総務課長	
5	加賀美 秋彦	地域調整課長	
6	山崎 文雄	地域福祉課長	
7	吉村 晴美	子ども家庭課長	
8	杉原 純	健康推進課長	
9	柏木 直行	土木管理課長	
10	木村 純一	環境対策課長	
11	折戸 雄司	都市計画課長	
12	竹若 世志子	教育政策課長	
13	菅野 秀昭	大久保特別出張所長（所長会幹事長）	
14	八木原 良貴	（財）新宿文化・国際交流財団 多文化共生課長	
事務局	文化観光国際課		

検 討 の 経 過

回数	日時	会場	出席者数	主な検討内容
第1回	平成21年9月7日(月) 午前10時30分～12時	新宿区役所 302会議室	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置について ・ 新宿区の外国人の状況 ・ 情報提供の現状と課題について ・ 検討の進め方と当面の対応について
平成21年9月～平成21年11月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人相談員(英語2人、中国語2人、韓国語3人)や、翻訳事業者へのヒアリング ・ 英語による表記の方法(案)作成 				
第2回	平成21年11月17日(火) 午前10時～12時	新宿区役所 庁議室	12名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回検討会内容のまとめ ・ ガイドラインの対象と使用言語について ・ ガイドラインで取り扱う表記の考え方について ・ 外国人の特性に合わせた配布場所について ・ ガイドライン作成後の進行管理について ・ 検討会としてのまとめの方向性について
平成21年11月～平成22年2月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人相談員(英語2人、中国語2人、韓国語3人)や、日本語学校講師(韓国語、中国語)、ネットワーク連絡会参加者、翻訳事業者へのヒアリングとガイドライン策定にあたっての意見交換の実施(使用方法、各種刊行物の配布場所、媒体、表記等) ・ 英語による表記の再検討 ・ 中国語・韓国語による表記の方法(案)の作成 				
第3回	平成22年2月16日(火) 午前10時～12時	新宿区役所 301会議室	14名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回検討会内容のまとめ ・ 第2回検討会以降の検討状況等について ・ 検討会としてのまとめ(外国人への情報提供ガイドライン(案)の検討)

外国人への情報提供の取組状況(内容別)

名称	形式	作成言語				作成部数	配布場所・配布先				所属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他		しん 多 文化 共生 プラザ	区 政 情 報 セ ン タ ー	外 国 人 相 談 窓 口	本 庁 舎 一 階 待 合 室	

(1)総合的な情報

1	新宿区外国人向け「生活情報ビデオ」2002	DVD ビデオテープ (VHS)	○	○	○			○	貸出し(区窓口) ホームページ	区長室 区政情報課
2	新宿区基本構想新宿区総合計画(概要版)	冊子	○	○	○	各1,000	○	○	区窓口・日本語学校	総合政策部 企画政策課
3	多文化共生のまち新宿	リーフレット	○	○	○	英語2,000 中国語2,500 ハングル3,000			区窓口 実態調査該当者	地域文化部 文化観光国際課
4	「新宿区多文化共生実態調査」要約版	冊子	○	○	○	各500	○	○	区窓口 ネットワーク連絡会	
5	新宿区外国籍住民のための生活情報	冊子	○	○	○	各2,000 (10種類)	○	○	日本語学校・NPO・日本語教室・区内大学等	
6	外国語広報紙 新宿ニュース	リーフレット	○	○	○	5,000 (5,000×年4回)	○	○	区窓口・日本語学校・NPO・大使館・日本語教室・区内大学等	
7	外国人相談	リーフレット	○	○	○			○		
8	外国人無料法律相談のご案内	チラシ	○					○		
9	外国人法律相談	リーフレット	○	○				○	○	区窓口
10	外国人のためのリレー専門家相談会	チラシ	○	○	○			○	○	区窓口
11	新宿文化国際交流ニュース	新聞	○	○	○			○	○	区窓口
12	外国人相談窓口	チラシ	○	○	○	ミャンマー語		○	○	区窓口
13	プラザニュース	新聞	○	○	○			○	○	区窓口

名称	形式	作成言語				作成部数	配布場所・配布先				所属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他		日本語併記あり (ルビつき含む)	しんじゆく 多文化共生プラザ	区政 情報センター	本庁舎一階待合室 外国人相談窓口	

(2)医療や健康に関する情報

14	国民健康保険のご案内	冊子	○	○	○		英語2,000 中国語・ハングル各3,000				加入者	健康部 医療保険年金課
15	国民健康保険料の減額申請をされた方へ	チラシ	○	○	○		必要見込み数を庁内印刷				保険料申告者	
16	Shall we hug	パンフレットとカード	○			スペイン語 タイ語 ポルトガル語	必要見込み数を庁内印刷				検査時	健康部 保健予防課
17	日本語学校結核検診	パンフレット	○	○	○		必要時に複写				検査時	
18	医療機関案内「ひまわり」	チラシ	○	○	○	スペイン語 タイ語	○		○			
19	外国人のための無料健康相談会	チラシ	○	○	○	スペイン語 タイ語	○		○			
20	医療情報提供	チラシ		○		スペイン語 タイ語 ポルトガル語 フィリピン語	○		○			
21	Tokyo Metropolitan Health & Medical Information Center HIMAWARE	ポスター	○	○	○	スペイン語 タイ語			○		区窓口	
22	お医者さんを探していますか？	ポスター			○	中国語(繁体字) タイ語 スペイン語 ポルトガル語 タガログ語			○			
23	Cloes to you...? HIV/AIDS and YOU	冊子				フランス語 スペイン語 タイ語 ポルトガル語					検査時	

(3)防災や地震に関する情報

24	あなたは生き残れるか！？	DVD・ビデオ	○	○	○						貸出し(区窓口)・ホームページ	区長室 危機管理課
25	携帯用防災カード(セーフティカード)	携帯カード式	○	○	○	フランス語 タイ語	○	日本語、英語、中国語、ハングル併記2,000 日本語、英語、フランス語、タイ語併記2,000	○	○	日本語教室・多文化防災訓練時	地域文化部文化観光国際課
26	地震だ！その時あなたはどうしますか？	リーフレット	○	○	○		○		○	○	区窓口(危機管理課)	
27	いざというとき、どうするか 地震に自信を	冊子	○	○	○	ポルトガル語	○				区窓口(危機管理課)	
28	新宿消防署からのお知らせ	チラシ		○	○		○				区窓口(危機管理課)	
29	防災への備え	パンフレット	○	○	○						区窓口(危機管理課)	

名称	形式	作成言語				日本語併記あり (ルビつき含む)	作成部数	配布場所・配布先			所属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他			しんじゆく 多文化共生プラザ	区政 情報センター	外国人相談 窓口	

(4)福祉に関する情報

30	介護保険べんり帳(外国語版)	冊子	○	○	○		各1,000部	○	○	各地域包括支援センター	福祉部 介護保険課
31	保護のしおり	冊子		○	○	フランス語 ミャンマー語 ダガログ語 ベトナム語 ポルトガル語 スペイン語 タイ語	必要時に複写			生活保護申請相談者	福祉部生活福祉課
32	横浜いのちの電話外国語相談	チラシ				ポルトガル語 スペイン語		○			

(5)税金・年金に関する情報

33	平成19年度版 みんなで使ってみよう税務会話	冊子	○	○	○		500			事務マニュアル	総務部 税務課
34	平成19年度版 東京23区の住民税	冊子	○	○	○		500	○		区窓口	
35	給与所得者として日本に滞在する外国人に対する所得税のお知らせ2008年版	リーフレット	○						○	○	区窓口
36	日本に滞在する外国人に対する所得税・消費税及び地方消費税のお知らせ2008年版	リーフレット	○						○	○	区窓口

(6)ごみの出し方やリサイクル方法などの生活に関する情報

37	資源・ごみの新しい分け方・出し方チラシ	チラシ	○	○	○		5,000			区窓口 清掃事務所	環境清掃部 生活環境課
38	資源・ごみの新分別チラシ	チラシ	○	○	○		英語12,000 中国語12,000 ハングル23,000			対象者に個別配付 区窓口	環境清掃部 新宿清掃事務所
39	資源・ごみの正しい分け方・出し方	パンフレット	○	○	○		英語5,000 中国語5,000 ハングル10,000			対象者に個別配付 区窓口	
40	集積所看板シール	シール(看板)	○	○	○		・曜日シール(日本語・英語併記)48,900 ・曜日シール(日本語・英語・中国語・ハングル併記)500 ・事務所シール(日本語・英語・中国語・ハングル併記)600			必要な集積所に貼付	

名称	形式	作成言語				作成部数	配布場所・配布先			所属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他		しんじゆく 多文化共生プラザ	区政 情報センター	本庁舎一階待合室 外国人相談窓口	

(7)子育て・教育に関する情報

41	母子健康手帳(外国語版)	冊子	○	○	○	タイ語 タガログ語 ポルトガル語 インドネシア語 スペイン語	必要数を購入				外国語版の希望者	健康部 健康推進課
42	BCG問診票	問診票	○	○	○		必要時に複写				受診者	健康部 保健予防課
43	産婦結核健診問診票	問診票	○	○	○	タイ語	必要時に複写				受診者	健康部 保健予防課
44	母の心のアンケート	アンケート	○	○	○	タイ語 タガログ語	必要見込み数を庁内印刷				乳幼児健診・産婦検診時	保健センター
45	乳児健診においでにならなかった方へ	チラシ	○	○	○		必要見込み数を庁内印刷				乳幼児健診未受診者	保健センター
46	育児相談パンフレット「すくすく新宿っ子」	綴じなし製本	○	○	○		必要世帯数に応じて庁内印刷				民生委員が出生した子がいる世帯に配付	福祉部 地域福祉課
47	新宿子育て情報ガイド～いい・ばんびーに～(翻訳版)	冊子	○	○	○		各1,000	○			区窓口・児童館・保健センター	子ども家庭部子ども家庭課
48	ハングルでうたおう	チラシ ポスター			○		20				地域の小学校・保育園・幼稚園	子ども家庭部子どもサービス課(大久保児童館)
49	外国人向け保育園のしおり	綴じなし製本	○	○	○		各500				公立保育園で入園した児童の保護者に配布	子ども家庭部保育課
50	「入学前プログラム」のご案内	綴じなし製本		○	○		事業前に必要数を複写				就学前健診等で対象者に配付	教育委員会教育政策課
51	「子どもに伝えたい3つの力」(入学前プログラム用テキスト)	綴じなし製本		○	○		事業前に必要数を複写				小学校で対象者に配付	教育委員会教育政策課
52	新宿区立の小・中学校	リーフレット	○	○	○			○			就学申請をした保護者	教育委員会学校運営課
53	新宿区への外国人入国が、通常の入学申請期間を過ぎている方	チラシ	○	○	○			○			転入の新小・中1の該当者	教育委員会学校運営課
54	小・中学校への入学案内	リーフレット	○	○	○	中国語(繁体字)	400				学校案内冊子に挟み込み	各学校で対象者に配付
55	就学援助のお知らせ	チラシ	○	○	○		必要時に複写				各学校で対象者に配付	
56	平成20年度新宿区立小学校案内/平成20年度新宿区立中学校案内	冊子				本文の一部にひらがなのルビあり	4,700 日本人用と共通	○			新小学校一年生 新中学校一年生	
57	三宿中学校夜間学級案内	リーフレット	○	○				○				

名称	形式	作成言語				作成部数	配布場所・配布先				所属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他		しんじゅく 多文化 共生プラザ	区政 情報セン ター	外国人 相談窓 口	本庁 舎一階 待合室	

(8)観光

58	新宿まち歩きガイドー文化発掘	冊子	○	○	○		各10,000				区窓口	地域文化 部文化観 光国際課
59	観光マップ 歩きたくなるまち新宿(新宿エリア版)	リーフレット	○				5,000				区窓口・新宿駅 東口の観光案 内所	
60	観光マップ 歩きたくなるまち新宿(落合エリア版)	リーフレット	○				5,000				区窓口・新宿駅 東口の観光案 内所	
61	観光マップ 歩きたくなるまち新宿(高田馬場・大久保エリア版)	リーフレット	○				5,000				区窓口・新宿駅 東口の観光案 内所	
62	観光マップ 歩きたくなるまち新宿(四谷版)	リーフレット	○				5,000				区窓口・新宿駅 東口の観光案 内所	
63	東京下町ぐるり旅	リーフレット	○	○	○	中国語(繁体字)	○		○			
64	ようこそ東京へ 東京ハンディマップ	地図	○	○	○	中国語(繁体字) フランス語 ドイツ語 スペイン語			○	○		
65	ようこそ東京へ 東京ハンディガイド	冊子	○	○	○	中国語(繁体字) フランス語 ドイツ語 スペイン語			○	○		
66	ようこそ東京へ 東京エリアガイドシリーズ	チラシ	○	○	○					○		
67	都営バスルートガイド	地図	○						○			
68	東京地下鉄案内	リーフレット	○	○	○				○			
69	新宿おちあい歩く見る知る	冊子	○								落合第一地域 センター	
70	Toei Subway Guide	リーフレット	○	○	○					○		
71	東京観光案内窓口マニュアル	冊子	○	○	○						事務マニュアル	
72	Welcome to Tokyo	パンフレット	○	○	○	中国語(繁体字) フランス語 ドイツ語 スペイン語 ポルトガル語			○			
73	「新宿歴史博物館」	リーフレット	○	○	○						区窓口	
74	「林英美子記念館」	リーフレット	○	○	○						区窓口	

名 称	形 式	作 成 言 語				日本語併記あり (ルビつき含む)	作成部数	配 布 場 所 ・ 配 布 先			所 属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他			しんじゆく 多文化共生プラザ	区政情報センター 外国人相談窓口	本庁舎一階待合室	

(9)環境

75	犬の飼い主への啓発プレート	プレート	○	○	○		各100				希望する区民に配付	健康部衛生課
76	新宿が危ない?	リーフレット	○	○	○		各9,000				区窓口・環境学習情報センター	環境清掃部環境対策課
77	ポイ捨て禁止の啓発ポスター	ポスター	○	○	○		3,000				区窓口・町会・自治会・商店街・事業者	環境清掃部生活環境課
78	路上喫煙対策ポスター	ポスター	○	○	○		3,200				区窓口・町会・自治会・商店街・事業者	
79	路上喫煙禁止啓発用路面標示タイル	タイル	○	○	○		850				区内道路等	
80	路上喫煙禁止啓発用路面標示シート	路面シート	○	○	○		80				区内道路等	
81	路上喫煙禁止啓発用DVD・ビデオテープ	DVDビデオテープ(VHS)	○	○	○		VHSテープ5 DVD 5				区窓口	

(10)その他

82	区政モニター募集	チラシ	○	○	○		各300				無作為抽出による郵送者に送付	区長室広聴担当課
83	庁舎組織案内図	チラシ	○	○	○		必要見込み数を庁内印刷				区役所総合案内	総務部総務課
84	プラザ案内	リーフレット	○	○	○		・日本語・英語併記5,000 ・中国語・ハングル併記5,000	○	○	○		地域文化部文化観光国際課
85	新宿区立図書館 利用案内	綴じなし製本	○	○	○		必要見込み数を庁内印刷				区立図書館内	教育委員会中央図書館
86	外国人労働相談	リーフレット	○	○	○	スペイン語 ポルトガル語 タイ語 ベルシャ語	○		○			
87	東京ビジネスエントリーポイント	リーフレット	○				○		○			
88	外国人就職支援	チラシ				日本語のみ			○			
89	新しい入国審査	リーフレット	○	○	○	中国語(繁体字) フランス語 ドイツ語 ロシア語 タイ語 ポルトガル語 スペイン語 アラビア語 タガログ語	○		○			

名称	形式	作成言語				日本語併記あり (ルビ)も含む)	作成部数	配布場所・配布先				所属
		英語	中国語 (簡体字)	ハングル (韓国語)	その他			しんじゆく 多文化共生プラザ	区政 情報センタ 外国人相談 窓口	本庁舎 一階待合室	その他	
90 入国管理局案内	チラシ	○	○	○	ポルトガル語 スペイン語	○		○				
91 外国人登録証明書の見方	チラシ				日本語のみ			○				
92 下水道と生活ハンディガイド	冊子	○	○	○				○				
93 外国人労働者相談コーナーのご案内	リーフレット	○	○	○		○					区窓口	
94 新宿区内民間 日本語教室案内	チラシ	○				○		○			区窓口	
95 新宿区日本語教室の案内	パンフレット	○	○	○		○		○			区窓口	
96 親子日本語教室	チラシ	○	○	○		○		○			区窓口	
97 Let's get together! Multicultural families!	チラシ	○	○	○	タイ語 スペイン語 ポルトガル語			○				
98 外国人のための日本民謡講習会	チラシ	○						○				
99 Tokyo Employment Service for foreigners information for visitor	ポスター	○			中国語(繁体字)			○				
100 For those who Studying in Japan	ポスター	○						○				
101 不法滞在者への入国管理局への 出頭のご協力を!	ポスター	○			ポルトガル語 スペイン語			○				
102 外資系企業向け東京ビジネスエ ンドリーポイント	リーフレット	○				○		○				

※網掛けの部分は、他の機関や団体等から配布依頼を受けて提供を行っている刊行物等。

※配布場所・配布先のその他に記載している「区窓口」については、所管部署の窓口、特別出張所の窓口等を表すが、刊行物の内容により特記すべき配布場所については、記載を行っている。

	福岡市「外国人への情報提供の手引き」(2005年7月)	旭川市「あさひかわ英語表記ガイドライン」(2008年5月)	「北九州市英文表記マニュアル」(2004年3月)
I 表記の基本的な考え方	日本語を外国語に表記する場合の全国的な統一基準はなく、福岡市の定める「外国人への情報提供の手引き」(2005年7月)を今後の市が用いる原則とする。	特に記載なし。	世界標準の都市づくりの一環として、日本語を解しなくても自由に歩けるまちづくりを推進するため、外国語版の情報媒体の作成や公共サインにおける統一した英語表記を行うため作成する。
II 表記の方法			
1 ローマ字	<ol style="list-style-type: none"> 日本語をローマ字で表記する場合は原則としてヘボン式とする。 はねる音「ん」はnで表す。ただし、b・m・pの前はmで表す。 はねる音を表すnと、次にくる母音字または「や行」のyを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」(ハイフン)を入れる。 例 天神 Tenjin 向新町 Mukaishimmachi 金印 kin-in 専用sen-you つまる音は、次に来る最初の子音字を重ねて表記する。ただし、次にchが続く場合には、cを重ねずtを用いる。 例 はっぴ Happi 八丁堀 Hatchobori 長音は、「-」、「-」、「-」(母音字の上につける長音記号)・「h」は用いない。 例 大岡 Ooka 大濠Ohori 中央Chuo 	<ol style="list-style-type: none"> ヘボン式を用いる。 同 左 はねる音を表すnと、次にくる母音字または「や行」のyを切り離す必要がある場合でも、「-」(ハイフン)「j」(アポストロフイ)は必要としない。 例 ばんえい競馬 Banei Horse Racing × Ban-ei Horse Racing つまる音は、最初の子音字を重ね表す。 例 比布 Pippu 同 左 	<ol style="list-style-type: none"> 同 左 はねる音「ん」はnで表す。ただし、b・m・pの前はmで表記してもよい。 福岡市に同じ。 福岡市に同じ。 長音(母音の上につける長音記号)、「-」を省略することを標準とする。例外措置として、長音記号を使用できず他の名称と区別できない場合「h」の使用を例 大野 Ohno 小野Ono
2 英語表記の基本的事項	<ol style="list-style-type: none"> 日本語+外来語で構成されている場合は、外来語の部分はもとの外国語で表記する。 例 福岡サンパレス Fukuoka Sun Palace 名称の各語の最初の文字を大文字で、他を小文字で表記する。ただし、名称の途中にある冠詞、前置詞、接続詞は小文字で表記する。全て大文字も可。 例 福岡城跡 Ruins of Fukuoka Castle 略語はできるだけ使用しない。ただし煩雑になる場合は英語圏で一般的に使われている略語に限り使用できる。 例 大通り Avenue Ave. ビル Building bldg. 大学 University Univ. 車内アナウンス等、聞き取りで理解しなければならない場合には、日本語をローマ字表記の上、アナウンスを行う。 例 大濠公園 Ohori-koen 福岡空港 Fukuoka-kuko 	<ol style="list-style-type: none"> 記載なし 記載なし 同 左(原則として、完全な綴りで表記する。スペース上やむを得ない場合、英語に慣用化されている場合、表記を省略してもよい。 例 旭川大学 Asahikawa Univ. 記載なし 	<ol style="list-style-type: none"> 記載なし。 記載なし。 普通名詞の「省略表記」例を作成する。固有名詞の省略形は作成しない。 例 大学 Univ. 通り St. 山 Mt. 記載なし。
3 固有名詞の表記			
(1) 町名	<ol style="list-style-type: none"> ローマ字表記を基本とする。東・西・南・北・上・中・下を含む場合はそれらの言葉と固有名詞を「-」で区切る。ただし、本来の方位の意味を明らかに失ったものや固有名詞として考えられるものは区切らない。 例 東油山 Higashi-Aburayama 南庄 Minamisho 固有名詞に機能・態様を示す言葉や「町」「前」がつく場合は「-」で区切る。ただし、本来の機能や態様の意味を失ったもの、機能・態様を示す言葉を「が」「の」でつなぐ場合は区切らない。 例 博多駅前1丁目 Hakata-eki-mae 1-chome 渡辺通 Watanabe-dori 筑紫丘 Chikushigaoka 姪浜 Meinhama 	<ol style="list-style-type: none"> 東・西・南・北・上・中・下・新の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞との間にスペースを入れる。 例 西神楽 Nishi Kagura 中常盤町Naka Tokiwacho 町の名称がつく場合、「固有名詞」と「machi/cho」を続けて表記する。「-」は用いない。 例 錦町 Nishikimachi ×Nishiki-machi 神居町 kamuicho ×kamui-cho 	<ol style="list-style-type: none"> 東・西・南・北・上・中・下・新の接頭語が固有名詞の前につく場合、接頭語も含んで一体の固有名詞と考えられるものを除き、次に続く固有名詞とハイフンで結ぶ。 例 大里西部公民館 Dairi-seibu Community Center <p>※「中央」については、その実態を基本として、固有名詞の場合は「Chuo」、中心の場合は「Central」を使い分ける。</p>
(2) 住居表示	ローマ字表記を基本とする。数字は算用数字で表記する。都道府県名や市町村名については「都」「道」「府」「県」「市」「町」「村」部分は英語に訳す。 例 福岡市中央区天神一丁目8番1号 8-1, Tenjin 1-chome, Chuo-Ku, Fukuoka City	ローマ字表記を基本とする。数字は算用数字で表記する。都道府県名や市町村名については表記するもの、「道」「市」は省略する。 例 旭川市豊岡14条五丁目4番6号 Toyooka 14-5-4-6, Asahikawa, Hokkaido	昭和40年6月14日 自治振第209号の「街区方式による住居表示の実施基準の運用等について(通知)」に記載されるローマ字による住所表示の例により表 例 千代田区霞ヶ関一丁目3-2 3-2, Kasumigaseki 1Chome, Chiyoda-Ku
(3) 駅名・バス停名	ローマ字表記を基本とする。数字は算用数字で表記する。 例 大濠公園 Ohori-koen 国際センター前 Kokusai Center-mae 美術館東口 Bijutsukan-higashi-guchi	「-」(ハイフン)は一切用いない。数字は日本語読みみせず、そのまま表記する 例 JR旭川四条駅 JR Asahikawa 4-jo Station ×JR Asahikaw-4-jo Station	記載なし。
(4) 自然地形の名称	<ol style="list-style-type: none"> 固有名詞はローマ字表記とし、態様は英語に訳して表記する。 例 那珂川 Naka River 背振山 Mt.Sefuri 固有名詞が完全に独立してない場合は次のように表記する。 例 薬院新川 Yakuin Shinkawa River 油山 Mt.Aburayama 	「固有名詞+River」、「Mt.+固有名詞+山/岳」と表記する。「-」(ハイフン)は用いない。 例 石狩川 Ishikari River 旭岳 Mt.asahidake ×Mt.asahi-dake	日本語をそのまま英訳して意味を理解することが困難なものや、慣用上、固有名詞と普通名詞を切り離すことが困難な施設については、ローマ字を表記した後に英語を補足する。 例 紫川 Murasakigawa River 小倉城庭園 Kokura Castle Japanese Garden
(5) 通りの名称	ローマ字で表記する。ローマ字表記のみでは通りの名称であることがわかりにくい場合は、その後にAvenue(またはAve.)をつけて表記する。 例 大博通り Taihaku-dori Avenue 国体道路 Kokutai-doro Avenue	英訳せず、ローマ字で表記する。「固有名詞-dori」 例 宮下通り Miyashita-dori	
(6) 施設名	<ol style="list-style-type: none"> 施設の設置者が英語名を正式に決定している場合はそれを使用する。 例 中央区役所 Chuo Ward Office 福岡中央郵便局 Fukuoka Central Post Office 正式の英語名がない場合や不明な場合は、固有名詞はローマ字で、機能や態様は英語に訳して表記する。 例 大濠公園 Ohori Park 櫛田神社 Kushida Shrine ただし、固有名詞が完全に独立してない場合は次のように表記する。 例 聖福寺 Shofukuji Temple 荒津大橋 Aratsu-ohashi Bridge 	<ul style="list-style-type: none"> 固有名詞部分はローマ字表記とし、普通名詞部分は英訳して表記する。 例 旭川市役所 Asahikawa City Hall 常盤公園 Tokiwa Park 神社「固有名詞+神社+Shrine」、寺「固有名詞+寺+Temple」で表記する。「-」は用いない。 例 上川神社 Kamikawajinja Shrine ×Kamikawa-jinja Shrine 善光寺 Zenkoji Temple ×Zenko-ji Temple 	固有名詞はローマ字、普通名詞は英訳して表記する。 例 小倉北警察署 Kokurakita Police Station
(7) 人名	姓と名の順序は本人の本来の順序で表記する。 例 夏目漱石 Natsume Soseki ジョージ・ワシントン George Washington	同 左	
4 組織・役職名			
(1) 組織	記載なし	市長 Mayor 副市長 Vice Mayor 〇〇部 Department(総務部 General Affairs Department) 〇〇課 Division(総務課 General Affairs Division) 〇〇係 Section(納税第一係 1st Tax Collection Section) 教育委員会 Board of Education	〇〇部 Dpartment(総務部) General Affairs Department) 〇〇課 Section(総務課) General Affairs Section)
(2) 役職名	記載なし	市長 Mayor 副市長 Vice Mayor 教育長 Superintendent Board of Education 会計管理者 City Treasurer 部長/担当部長 Director 課長/担当課長 Manager 係長/主査/園長 Chief	記載なし。

国土交通省「公共交通機関における外国語による情報提供促進措置ガイドライン」(2006年3月)

- 英語を使う場合、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語で表記する。
- ローマ字表記はヘボン式ローマ字つづりを使用する。
- 固有名詞のみの英文表示には、ローマ字つづりのあとに～river、～bridge等、意味がわかる英語を補足する。

別添区施設外国語表記一覧に掲載のある施設の廃止・名称変更及び施設の新設等がありましたら、文化観光国際課あてご連絡くださいますようお願いいたします。

外国人への情報提供ガイドライン

印刷物作成番号

2009-46-2610

発行年月 平成22年3月
編集・発行 新宿区地域文化部文化観光国際課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-3504 (直通)

再生紙を使用しています。